

令和5年度第1回袖ヶ浦市社会教育委員会議

1 開催日時 令和5年5月30日 午後3時開会

2 開催場所 平川公民館 2階 視聴覚室

3 出席委員

委員	弘中 邦典	委員	稲垣 昭彦
委員	二宮 義文	委員	石井 ゆみ子
委員	田中 雪夫	委員	小泉 康
委員	畠山 真一	委員	佐々木 眞由美
委員	木村 育子	委員	西田 隆司
委員	河野 裕一郎	委員	岡田 康

4 欠席委員

委員	松井 恭子	委員	中山 正紀
委員	在原 潤		

5 出席職員

教育長	御園 朋夫	スポーツ振興課長	鈴木 靖彦
生涯学習課長	島田 宏之	生涯学習課文化振興班長	田中 大介
市民会館長	大田 知司	生涯学習課社会教育班長	柳井 健
郷土博物館長	西原 崇浩	生涯学習課主任主事	川俣 雄平
中央図書館長	塩谷 利之		

6 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	1人

7 議題

- (1) 令和5年度袖ヶ浦市社会教育関係団体補助金について
- (2) 地域のまちづくり施策推進に併せた公民館施設の活用方針について

8 報告・連絡

- (1) 令和4年度社会教育（体育）事業の実施報告について

- (2) 令和5年度教育基本方針及び目標について
- (3) 第42期(令和5年度)市民三学大学講座について
- (4) 令和5年度袖ヶ浦市青少年健全育成推進大会について
- (5) 委員の推薦について
- (6) 今後の事業の実施予定について
 - ・令和5年度企画展Ⅰ 井出先生の写真館
 - ・ミュージアムフェスティバル

9 その他

第26期社会教育委員の任期について

10 議事

議題(1) 令和5年度袖ヶ浦市社会教育関係団体補助金について

【資料3ページから6ページを説明】・・・事務局柳井

田中委員長：事務局からの説明が終わりました。質疑等あるか。

小泉委員：ボースカウト、ガールスカウトはどのような活動を行っているのか。資料7ページには、ガールスカウトの会員数は34人となっている。他の団体と比較すると補助金の割合が高いのではないか。理由を教えてください。

事務局柳井：ボーイスカウト育成会の今年度の主な事業としては、7月にサマーキャンプ、10月にワクワク自然体験あそび、12月にクリスマス集会などを予定している。ガールスカウト千葉県第87団育成会の今年度の主な事業としては、6月にデイキャンプやリーダー養成講習会、11月に公民館まつりへの協力、12月にクリスマス会などを予定している。

小泉委員：書いてあるのでやっていることはわかるが、その規模や開催場所などがわからない。

二宮委員：この前、平岡公民館で子ども達と団の指導者の方が色々な遊びをやっていた。私は少年野球連盟に所属しているが、以前は事業費が250万円ほどあったが、現在は112万円ほどになっている。これは、県全体からチームを集めて行う大会ができなくなったことが理由である。会員数も、以前は250人ほどいたが、現在は140人まで減少している。子どもの数からすると決算額が少ないという意見が社会教育関係団体連絡協議会からも出ているが、少年野球連盟の場合は自分たちの努力で運

営費を調達することで補助額が総事業費の1割ほどとなっている。ボースカウト、ガールスカウトは確かに会員数が少ないが、色々な活動に関して従来から決まった部門があるため動かせないと聞いている。

小泉委員：私もわからない訳ではないが、例えばガールスカウトについて決算額を会員数で割り返すと1人当たり約6千円となる。これを見ると、他の団体からもっと補助金が欲しいという要望などは出てこないのか。

二宮委員：民間企業から一部助成していただいている団体があるほか、社会教育関係団体連絡協議会で会議を行い、各団体の実情を踏まえて納得した補助額を配分している。事務局で何か付け加えることがあればお願いしたい。

川俣主任主事：小泉委員よりガールスカウトやボースカウトの活動についてお話があったが、新型コロナウイルスの影響で令和2年度、令和3年度は市外への研修が実施できなかったが、令和4年度はボースカウトでは芝山町の航空科学博物館を視察したり、ガールスカウトではみなとみらいに視察研修に行ったりしている。また、ガールスカウトはそでがうらまつりにブースを出展し、活動のPRと会員募集を行っている。

佐々木副委員長：6ページの表中に新たに自主財源等と総事業費を追加してくれたことで、総事業費に対する補助金交付予定額がどのくらいあるのかがわかりやすくなった。できれば、さらに総事業費に対する補助金交付予定額の割合まで追加してくれるとありがたい。補助金の交付は事業費の50%までだったと思うが、今回の資料には記載されていないが、補助金は事業費のうちどのくらいの割合まで交付されるのか。また、7ページに記載されている令和4年度の補助金交付決算額と6ページの令和5年度の交付予定額を比較すると、文化協会、子ども会育成会、ガールスカウトにおいて令和4年度の決算額が少なくなっているが、これは令和4年度は交付された補助金について余剰金を市に返金したということか。

川俣主任主事：まず、文化協会、子ども会育成会、ガールスカウトは、令和4年度の事業において新型コロナウイルスの影響により一部の事業が中止となったことによる余剰金が発生したため、補助金の一部を返金していただいたが、令和5年度においては全ての団体が全ての事業を実施する予定のため、例年どおりの補助金

を交付する予定である。補助金の交付割合については、子ども会育成会と社会教育関係団体連絡協議会以外は補助対象経費の1/2以内となっている。子ども会育成会は房総かるた大会に係る経費とジュニアリーダー活動に係る経費が、社会教育関係団体連絡協議会は雇用している職員3名分の人件費が、それぞれ100%補助となっている。

田中委員長：他に質問がないようなので、これで質疑を終了し、採決を取ります。議題（1）について、承認される方の拍手を求めます。
（賛成多数）

田中委員長：賛成多数のため、議案（1）は承認とする。

議題（2）地域のまちづくり施策推進に併せた公民館施設の活用方針について
【別紙資料を説明】・・・事務局柳井

田中委員長：事務局からの説明が終わりました。質疑等あるか。

小泉委員：資料を読ませていただいたが、大事なところが全て検討中となっている。いつになったら結論が出るのか。9月議会にかけるとのことなので、職員の配置や社会教育とまちづくりの関係を公民館でどうやっていくのか具体的な姿が見えてこない。具体的な提案はいつされるのか教えてほしい。

島田課長：小泉委員からのご質問は、公民館がただ単に移管するだけでなく、職員配置や事業などをどうするのかなど、組織全体に係る影響が大きい課題であるため、すぐの回答ができない。現在、一番良い形になるよう関係各課等にて検討を進めている。令和6年4月には市民会館・公民館を市長部局に移管する旨を市長から市民の皆様に対してお伝えしており、そこはもう決まっているため、令和5年7月中までには概要を決めなければいけないと考えている。そこまでのリミットの中で、一生懸命検討を進めているところであり、ご理解をいただければと思う。

二宮委員：いま公民館でどういう課題があり、それをどうしていきたいのか。だから、移管することでまちづくり協議会と併せて公民館を活用したいんだという前段階の部分の情報がないので、何とも言いようがない。決して後ろ向きではなく、良い方向に持って行こうということは信じているが、我々がこういう状況であれば市民はもっとわからない状態だと思う。簡単なことで、こ

ういう課題があり、それにはどんなメリット・デメリットがあって、移管することでそれが解決できるというものを見せてもらいたい。決して後ろ向きではなく前向きに良い方向に持って行こうということは信じているので、それが見えるようにしていただくことが一番だと感じている。

島田課長：二宮委員のおっしゃる通り、決して後ろ向きな考えから市民会館・公民館を移管しようとしているのではなく、より多くの市民の皆様に公民館を利用していただきたいという思いからスタートしているものである。より良い方法を検討しながら前に進めていきたいと考えている。また、現在公民館を利用されているサークル等の方々にも不利益が生じないよう配慮しながら検討してまいりたい。

二宮委員：千葉市が公民館をコミュニティセンター化した。千葉市の社会教育委員の副委員長に千葉大学の長澤先生がいらっしゃったが、公民館は社会教育の要なのでコミュニティセンター化、いわゆる貸館業とすることは非常にそぐわないという意見をおっしゃっていた。その後、千葉県の社会教育振興大会で、千葉市がコミュニティセンター化したことについての事例発表を行った。その内容は、公民館がコミュニティセンターになったことで経費の削減や市民の意見がこんなに取り込むことができ良かったとのものだったが、それを聞いて、今まで社会教育に関係してきたものたちがまるで能無しでさぼっていたのかと捉えかねないと感じた。千葉市も公民館をより活用するためにコミュニティセンターにしたと思うが、千葉市の事例発表は、自分たちがやったことを正当化するような内容であったと感じた。何を言いたいのかというと、良い方向に持って行くための移管であると信じていることと、そのプロセスを透明化することのほか、移管後には、移管したことについて良かった点だけでなく悪かった点も含めて客観的な評価をすることが必要ではないかと思う。そのあたりを気を付けてやっていただきたい。

事務局柳井：ご指摘ありがとうございます。千葉市の公民館におけるコミュニティセンター化は、指定管理者制度を含めてのものだと思います。袖ヶ浦市では、市民会館・公民館の指定管理者制度の導入は現時点では全く考えておりませんが、市長部局に移管したあとに指定管理化されてしまうのではないかという懸念があ

ってのご指摘だと推察します。私たちが行っている社会教育事業は非常に大切なものであると認識しており、今後も継続して実施していかなければならないものと考えています。移管したとしても、職員がいなくなるとか、貸館業だけを行うなどとは考えておりませんので、その点、千葉市とは違うということとはご理解いただきたい。

二宮委員：そこは理解している。ただ、指定管理者制度を取り入れることで、民間企業による施設の管理運営や経費削減などでは逆に良くなることもある。業務量の増加により職員への負担が増える懸念もある。私だけではなく、他の委員の方も感じていると思うので、意見があれば言ってほしい。

佐々木副委員長：そもそも、なぜ教育委員会が所管している公民館が市長部局に移管されるのか。そのメリットは何なのか。令和元年の災害時のように、有事の際は教育委員会の職員だけでは対応しきれないので、公民館を市長部局にすることで公民館の使用制限や規則を取っ払って、建物をより自由に使えるようにするのはメリットだと思うが、社会教育法に基づく公民館を市長部局に移管することの一番のポイントを教えていただきたい。移管したらどういう風になるのか、その中で社会教育がどうやって担保されるのかがわかれば納得できるのではないと思う。令和5年2月の社会教育委員会議での説明を聞いた限りだと、このままでは社会教育がダメになってしまうと思ってしまった。

島田課長：令和元年度の台風15号の際、市民会館・公民館は避難所として長期間設置した。当時を思い起こすと、避難所の初動体制としては、市民会館・公民館及び教育委員会の職員が対応したが、24時間体制で開館するためには教育委員会の職員だけでは対応しきれなかった。一方、市役所本庁では災害対策本部を設置して市内全域の災害状況を見ている状況であった。市民会館・公民館には市長部局の職員も力を合わせて避難所として対応した。これは、公民館であっても、コミュニティセンターとなっても対応が変わることはありません。では何が変わるのかということで申しますと、今まで実施している社会教育は引き続き実施していきますが、社会教育施設だと多少費用がかかるような演劇やミニコンサートなどを開催するにあたり、あまりその金額が高いとできないという制約があるが、コミュニティセンターになることでその制約が取れるため、その点がメリッ

トとなると考えている。ただし、公共施設での開催となるため、主催団体や開催内容の審査などは引き続き必要となる。

二宮委員：公民館とは器である。その器をどのように活用していくのか。社会教育のためにも使う。避難所としても使う。先ほどの演劇やミニコンサートなどの文化振興のためにも使う。となると、公民館はこうあるべきというものがあるはずで、それをどの部署がどのように活用していくから心配ないことを分けていけば整理ができる。そうしないと社会教育がどんどん阻害されていくという被害者意識にもなり得るため、公民館の移管を提唱した方がそのあたりまで踏まえて整理してくれれば安心に繋がると思います。説明におけるアイデアとしてお話をさせていただいた。

西田委員：平成２９年にまちづくり条例が制定され、平成３０年以降、各自治会などにも行政から説明がされたが、新型コロナウイルスの影響で各自治会や各団体などの活動が停止した。あるいは、各団体の代表者の人選が変わっていったなかで、行政が望むようなまちづくり協議会の発足が思うように出来ていないということが現実である。現在、長浦地区にまちづくり協議会が発足したと聞いているが、どのような活動を行っていくかはこれからの話と伺っている。その他の地域もまちづくり協議会を発足すべく、コロナ明けに動き出している。しかし、まちづくり協議会をどのように構成していくかはまだ議論が始まったばかりであり成熟している訳ではない。そういった受け皿として、いまの公民館がコミュニティ機能を用意するというなかで、地域においても生活の多様化によってコミュニケーションが不足する事態もあるし、少子化もあるが地域においては高齢化が大きな問題となっている。そのような中で、自助から共助へということでお互いが助け合っていかなければならない、もっと声をかけていかなければならないというような機運は確かにあるが、それをどういう形で組織として構成していくかは正直これからの話である。ただ、今後の動きを予測して、名称は公民館でもコミュニティセンターでも構わないが、そういうコミュニケーションを取れる組織として機能させたいという意味は、私は自治会を運営している立場として感じている。事務局もこれからだと言っているが、実際に自治会の運営に携わっている者としてもこれからの話であると思っている。今後、まち

づくり協議会がどのように構成され、どのような機能を果たしていくのかはこれからの話である。組織をどう作るか、どのような団体を入れていくのか、どういった課題を優先順位付けして解決していくのか、正直これからの話である。市としては、それらを見越したうえで条例を策定したんだろうと思うし、各自治会にも働きかけはしていたと思うが、新型コロナウイルスの影響で期間が空いてしまったこともあって上手く行っていない。ただ、そう決めた以上は、市としてはそのとおり進めていきたいという意向だと、私は理解している。

小泉委員：ちょっと話がずれるが、今後どのような状況になっていくのか、不明な点が多い。それについて、次の7月14日の社会教育委員会会議において細かい原案を出してもらえるのか。それと、その原案に対して社会教育委員会会議としてどのような要望や考えを足していけるのか。社会教育委員会会議はしっかりした位置づけをされた団体だと思っている。その辺を教えてもらいたい。

島田課長：今回の社会教育委員会会議では、ある程度の検討結果をお伝えできるものと考えているが、その内容が完成形になるとは思っていない。本件については、関連団体が多いため、それぞれの意見を聞く必要がある。ただ、その意見をどこまで反映できるかは、現状では明言することができない。頂戴したご意見についてはできるだけ努力しますとしか言えないが、今回の会議にはある程度の形でお示しできるものと考えている。

小泉委員：9月議会に出すときには細かいところまで決まっているということですね。ということは、今回の7月の会議で内容を提示していただかないと、我々は意見を述べることができなくなる。

島田課長：9月議会への提出を予定しているが、少々スケジュールに遅れが生じており、9月議会に出せない可能性がある。そうすると令和5年12月議会への提出となるが、まだはっきり申し上げることはできない。

小泉委員：それでも、市民会館・公民館の移管は令和6年4月から移管するのか。通らないかもしれないが、私たちにもできるだけ意見を言わせてもらいたい。

二宮委員：なるべく良くするためにね。

小泉委員：はい。

大田市民会館長：皆さん、ご意見ありがとうございます。現在、市民会館・公民館を市長部局に移管するという非常に大きな問題に直面して

います。社会教育の振興のため、今まで諸先輩方が長きに渡って築き上げていただいた社会教育による仲間づくり・まちづくりには非常に大きい実績がある。これをここで止めてはいけな
いと考えている。公民館運営審議会においても様々な意見を頂戴している。いまの社会教育活動を今後も続けられるようにすることが大事であると思います。ここを守っていかなければならないという考えの中で、市民会館・公民館の市長部局移管を考
えている。議会でも話があったが、コミュニティセンターと公民館の2枚看板で行くとの考え方もある。建物自体は市長部局に移管されるが、公民館機能は残るものと思っていただきたい。そうなるように公民館職員は頑張っている。また、市長も申して
いますが、社会教育による地域づくり・仲間づくりが最終的にまちづくりに繋がっていくと考えている。まちづくりはひとづくりであるため、それに繋げることが公民館の業務だと思
っている。サークル活動に支障をきたさないよう考えていく。社会教育は教育委員会がやらなければいけないため、当然ながら最終的なチェック機能は残すことで協議をしている。公民館運営審議会は、市民会館・公民館の事業についての審議をして
いただいている。社会教育委員会議は、市民会館・公民館のほか、博物館や図書館を含めた社会教育全般の事業についての審議をしていただいている。そういうところで、意見を言う機
会は確実に残していかなければいけないというふうに考えており、市長部局と話をしている。次回の会議では、より具体的な話ができると思います。おそらく、委員の皆様はコミュニティ
センターという言葉にあまり良い印象をお持ちでないと思います。社会教育に携わっていた方には、コミュニティセンター＝貸館というイメージを当然持たれてしまうと思います。コ
ミュニティセンターにすると、将来的に指定管理者制度を導入するのではないかと考えてしまうが、市長は指定管理者を入れるつもりはないと申している。職員配置についても現在の人数が
最低レベルであると思っており、地域づくりを本気でやるなら業務量も増えるため、本来は職員数も増やすべきだと考えるが、職員数にも限りがあるため、どうやったら上手くいくのかを考
えながら協議に臨んでいるため、その結果については、7月の社会教育委員会議と公民館運営審議会でご報告したい。

木村委員：いまの意見を聞いて安心した。おっしゃられたことを全面的に出

して進めていただきたい。

二宮委員：君津地区社会教育委員連絡協議会で研修を行ったが、公民館に地域の方が来れるかどうか、活動できるかどうかについての研究と、その事例発表がされた。良い事例ということで照会させていただいた。

小泉委員：先ほど、市民会館長が今を守るとおっしゃったが、もう守る時代ではないと思う。年金支給の問題やコロナもあり、高齢化も進んでサークルが無くなるため、このままでは社会教育は明らかにダメになる。だから、逆に攻めてほしい。どうしたらサークル数や講座数を増やすのか、どうしたら参加者数が増えるのか、そういったことをもっと積極的にやっていかなければいけないと思っている。ですから、公民館職員にはその方向に専念していただきたいのに、違うようになりそうなので凄いい心配している。守るよりも攻めていただき、より職員数を増やすように工夫していただきたい。

木村委員：大田市民会館長を応援します。

田中委員長：色々ご意見をいただきましたが、時間の都合もあるため、これで質疑を終了します。事務局は、各委員から出た意見をまとめていただき、次回の会議に提出してください。また、私個人の意見だが、次回の会議の開始時間を30分早めることはできるか。まだ意見を出したい委員がいるかもしれないので、開始時間の変更を検討してほしい。

事務局柳井：わかりました。

報告・連絡（１）令和４年度社会教育（体育）事業の実施報告について

【資料７ページから２１ページ及び別冊「生涯学習の記録」を説明】

- ・生涯学習課事業（社会教育班分）・・・・・・・・事務局柳井
- ・生涯学習課事業（文化振興班分）・・・・田中文化振興班長
- ・市民会館・公民館事業・・・・・・・・大田市民会館長
- ・郷土博物館事業・・・・・・・・西原郷土博物館長
- ・図書館事業・・・・・・・・塩谷中央図書館長
- ・スポーツ振興課事業・・・・・・・・鈴木スポーツ振興課長

畠山委員：事業一覧のうち、１４ページから決算額が事業費となっている。これは決算額でいいか。

事務局柳井：そうである。申し訳ありません。

小泉委員：21ページも事業費となっている。スポーツ・イベント大会事業にはプロ野球招致事業は中止したと記載されているが、これも決算額で合っているか。

鈴木スポーツ振興課長：中止でしたが、準備をしていたため予算は使っている。最終的な決算額になっているのか確認します。

田中委員長：事業費と決算額については内容を確認していただき、次の会議で報告してほしい。

事務局柳井：確認と修正が必要なところは、14ページ、15ページ、18ページ、19ページ、21ページである。次の会議にてご報告します。申し訳ありません。

報告・連絡（2）令和5年度袖ヶ浦市教育基本方針及び目標について

【資料22ページから34ページを説明】・・・事務局柳井

小泉委員：24ページの一番下にある運動部活動支援のための地域の人材の活用促進について、どのくらい進んでいるか。

鈴木スポーツ振興課長：2種目活動している。

小泉委員：その種目は何か

鈴木スポーツ振興課長：野球と陸上である。

報告・連絡（3）第42回（令和5年度）市民三学大学講座について

【資料35ページから37ページを説明】・・・川俣主任主事

小泉委員：虚しくなるんですが、市民三学大学は人生100年時代における袖ヶ浦市の社会教育の中心となる事業だと思っている。昔はもっと色んなことをやっていたが、それが段々無くなってきており、その経過と、どうしてこうなってしまったのかと、もう1度見直してみないか提案しているが、毎回同じものが出てくるので虚しく感じる。今年度はもう変更はできないと思うし、来年度からという訳でもない。再来年とかその先を見据えて、社会教育に関わる方たちを大学生という形で取り込んでいくことができないのかということを含めて、市民三学大学の見直しの検討をしないか。

事務局柳井：毎回小泉委員よりご意見を頂戴しているなかで大変恐縮ですが、まず今年度はこの内容で予算化しているため、この資料のとおり

に実施させていただきたいと考えております。次年度、次々年度以降の事業内容につきましては、この段階でどうするのか言える状況ではありませんので、今後ご相談させていただきたいと思っております。

二宮委員：市民三学大学講座のあり方について、10年ほど前に当時の出口市長からの意向もあって、社会教育委員会議で検討して開催回数を年5回から年4回に変更したことがあった。お金がないという理由で無くすのは簡単であるが、どこにお金を使うのかということもある。いつの間にか年2回になってしまった。

小泉委員：検討の機会を持っていただければ結構である。

報告・連絡（4）令和5年度袖ヶ浦市青少年健全育成推進大会について

【資料38ページから40ページを説明】・・・川俣主任主事
事務局柳井

質疑等なし

報告・連絡（5）委員の推薦について

【資料41ページから44ページを説明】・・・事務局柳井

質疑等なし

報告・連絡（6）今後の事業の実施予定について

【別紙により説明】

- ・令和5年度企画展Ⅰ 井出先生の写真館・・・西原郷土博物館長
- ・ミュージアムフェスティバル・・・・・・・・西原郷土博物館長

質疑等なし

11 その他

第26期社会教育委員の任期について・・・・・・・・事務局柳井

第26期社会教育委員の任期は令和5年6月末までとなります。2年間に渡り慎重審議いただき本当にありがとうございました。

第27期社会教育委員につきましては、学識経験者の方には個別に、各団体から選出いただいている方には、各団体へ後任の推薦依頼をさせていただ

きますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

午後5時30分閉会

令和5年度第1回

社会教育委員会議

日 時 令和5年5月30日(火)
午後3時～
場 所 平川公民館 2階視聴覚室

次 第

- 1 開会のことば
- 2 委嘱状交付
- 3 委員長あいさつ
- 4 教育長あいさつ
- 5 自己紹介
- 6 社会教育委員について
- 7 議 題
 - (1) 令和5年度袖ヶ浦市社会教育関係団体補助金について
 - (2) 地域のまちづくり施策推進に併せた公民館施設の活用方針について
- 8 報告・連絡
 - (1) 令和4年度社会教育(体育)事業の実施報告について
 - (2) 令和5年度教育基本方針及び目標について
 - (3) 第42期(令和5年度)市民三学大学講座について
 - (4) 令和5年度袖ヶ浦市青少年健全育成推進大会について
 - (5) 委員の推薦について
 - (6) 今後の事業の実施予定について
 - ・令和5年度企画展Ⅰ 井出先生の写真館
 - ・ミュージアムフェスティバル
- 9 その他
- 10 閉会のことば

第26期袖ヶ浦市社会教育委員名簿

No.	氏 名	性別	選 出 区 分	備考
1	ひろなか くにのり 弘中 邦典	男	学校教育（袖ヶ浦市小中学校長会）	1期目
2	まつい きょうこ 松井 恭子	女	学校教育（袖ヶ浦市読書指導員）	6期目
3	にのみや よしふみ 二宮 義文	男	社会教育（袖ヶ浦市少年野球連盟）	11期目
4	委員長 たなか ゆきお 田中 雪夫	男	社会教育（袖ヶ浦市子ども会育成会連絡協議会）	8期目
5	はたけやま しんいち 畠山 真一	男	社会教育（袖ヶ浦市スポーツ協会）	1期目
6	きむら いくこ 木村 育子	女	社会教育（袖ヶ浦市音楽協会）	6期目
7	ありはら じゅん 在原 潤	男	社会教育（青少年相談員連絡協議会）	3期目
8	こうの ゆういちろう 河野 裕一郎	男	社会教育（袖ヶ浦市PTA連絡協議会）	1期目
9	副委員長 いながき あきひこ 稲垣 昭彦	男	社会教育（袖ヶ浦市文化協会）	5期目
10	いしい ゆみこ 石井 ゆみ子	女	家庭教育（保育ボランティアグループ ひよこの会）	4期目
11	こいずみ やすし 小泉 康	男	学識経験者	3期目
12	副委員長 ささき まゆみ 佐々木 真由美	女	学識経験者	8期目
13	なかやま まさき 中山 正紀	男	学識経験者	5期目
14	にしだ たかし 西田 隆司	男	学識経験者	2期目
15	おかだ やすし 岡田 康	男	学識経験者	2期目

委員任期 令和3年7月 1日から令和5年6月30日

補欠委員任期 令和5年4月26日から令和5年6月30日

○袖ヶ浦市社会教育委員に関する条例

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定により、袖ヶ浦市社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、袖ヶ浦市教育委員会が委嘱する。

3 委員の定数は、15人以内とする。

第2条 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 袖ヶ浦市教育委員会は、特別の事情がある場合には、委員の任期中でも委嘱を解くことができる。

第4条 委員がその職務を行うために要する費用は、これを弁償する。

2 前項の費用弁償については旅費とみなし、袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年条例第26号）の例によって支給するものとする。

第5条 この条例に定めるもののほか、委員の会議その他運営に関し、必要な事項は規則で定める。

○袖ヶ浦市社会教育委員会議運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、法令並びに袖ヶ浦市社会教育委員に関する条例（昭和46年条例第73号）第5条の規定により社会教育委員会議の運営について定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 社会教育委員（以下「委員」という。）の会議には、委員の互選による委員長及び副委員長を置くものとする。

第3条 委員長及び副委員長の任期は、2年とする。ただし、再選されることができる。

第4条 委員長は、委員の会議を主宰する。

第5条 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議の招集)

第6条 委員の会議は、委員長が招集する。

第7条 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに委員長があらかじめ、これを通知しなければならない。

第8条 招集は、開会の日前3日までにこれを通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(会議)

第9条 委員の会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員の会議の議決は、出席者の過半数できめる。

(定例会及び臨時会)

第10条 委員の会議は、定例会及び臨時会とする。

第11条 定例会は、年2回以上これを招集しなければならない。

第12条 臨時会は必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する。

第13条 会議招集の通知後に急を要する事件があるときは、第8条及び前条の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。

(説明、資料の要求)

第14条 委員は、会議において関係職員に対し説明又は資料の提出を求めることができる。

(関係職員の出席)

第15条 関係職員は、会議に出席して意見を述べることができる。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、委員の会議に必要な事項は、別にこれを定める。

(会議の庶務)

第17条 委員の会議に関する庶務は、教育委員会生涯学習課で行う。

令和 5 年度第 1 回

社会教育委員会議 資料

日 時 令和 5 年 5 月 3 0 日（水）

午後 3 時～

場 所 平川公民館 2 階視聴覚室

目 次

令和5年度袖ヶ浦市教育委員会事務局名簿	P 1 ～ P 2
---------------------	-----------

次第7 議 題

- (1) 令和5年度袖ヶ浦市社会教育関係団体補助金について P 3 ～ P 6
- (2) 地域のまちづくり施策推進に併せた公民館施設の活用方針について
別紙

次第8 報 告 ・ 連 絡

- (1) 令和4年度社会教育（体育）事業の実施報告について P 7 ～ P 2 1
別冊「生涯学習の記録」
- (2) 令和5年度袖ヶ浦市教育基本方針及び目標について P 2 2 ～ P 3 4
- (3) 第42期（令和5年度）市民三学大学講座について P 3 5 ～ P 3 7
- (4) 令和5年度袖ヶ浦市青少年健全育成推進大会について P 3 8 ～ P 4 0
- (5) 委員の推薦について P 4 1 ～ P 4 4
- (6) 今後の事業の実施予定について
 - ・ 令和5年度企画展Ⅰ 井出先生の写真館 別紙（当日配布）
 - ・ ミュージアムフェスティバル 別紙（当日配布）

令和5年度袖ヶ浦市教育委員会事務局名簿

教 育 部

袖ヶ浦市役所 坂戸市場1-1	
教 育 長	御 園 朋 夫
教育部長	生 方 和 義

生 涯 学 習 課

袖ヶ浦市役所 坂戸市場1-1 電話62-3743	
課 長	島 田 宏 之
班 長	田 中 大 介
班 長	柳 井 健
主 幹	能 城 秀 喜
副 主 幹	小 川 修 也
副 主 査	石 井 祐 樹
学 芸 員	鎌 田 望 里
学 芸 員	助 川 諒
主任主事	川 俣 雄 平
主 事	白 石 真 優
主 事	亀 井 翔 太

ス ポ ー ツ 振 興 課

袖ヶ浦市役所 坂戸市場1-1 電話62-3791	
課 長	鈴 木 靖 彦
副 課 長	川 西 正 宏
主 幹	藤 平 秀 一
主 査	松 田 恭 輔
主 事	重 城 実 来

市 民 会 館 ・ 各 公 民 館

市民会館 坂戸市場1566 電話62-3135	
館 長	大 田 知 司
副 主 幹	三 沢 徹
副 主 査	富 士 井 雄 太
副 主 査	中 條 はるな
平川公民館 横田115-1 電話75-2195	
館 長	齊 藤 秀 夫
顧 問	多 賀 克 之
主 査	林 涼 子
副 主 査	嘉 茂 尚 人
主 事	南 端 彩 桜 里

市民会館・各公民館

長浦公民館 蔵波513-1					電話62-5713
館長	須田紀子	長浦行政センター所長兼任			
顧問	地引等				
主査	鈴木恵子				
主査	前田雅之				
副主査	濱崎雅仁				
根形公民館 下新田1277					電話62-6161
館長	加藤宏明				
顧問	平賀栄三郎				
主幹	葛田陽子				
主任主事	小倉康嗣				
平岡公民館 野里1563-1					電話75-6677
館長	鹿嶋章夫				
顧問	在原徹				
主査	岡本ヤヨイ				
副主査	前田優太				

郷土博物館

下新田1133 電話63-0811			
館長	西原崇浩		
顧問	井口崇		
主幹	稲葉理恵		
主幹	桐村久美子		
副主査	鈴木隆幸		
副主査	水流拓馬		

中央図書館・長浦おかのうえ図書館

中央図書館 坂戸市場1393-2 電話63-4646					
館	長	塩	谷	利	之
班	長	芦	田	敏	宏
班	長	相	武	麻衣子	
主	査	上	村	千	恵
主	査	森	本	理	紗
副主	査	佐	藤	寛	子
副主	査	久	保	実	里
副主	査	藤	尾	善	之
長浦おかのうえ図書館 蔵波634-1 電話64-1046					
館	長	堀	野	仁	美
副主	幹	小	倉	か	おり
副主	幹	矢	倉	朋	子
副主	査	立	岡	大	輔
副主	査	梨	本	和	彦

※ 顧問は、館長を補佐し、館運営及び地域連携に助言と指導を与える。

議題（１） 令和５年度袖ヶ浦市社会教育関係団体補助金について

１ 提案理由

社会教育法第１３条の規定による社会教育関係団体に対する補助金の交付に当たり、令和５年度の要望がありましたので、社会教育委員の意見を聴くものであります。

社会教育法第１３条において、地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合は、あらかじめ社会教育委員の意見を聴いて行わなければならないとされています。

これは、本来、自由で自主的な活動を主とする社会教育関係団体に対し、行政が補助金を支出することによって、団体に対して不当な統制的支配や事業の干渉が加えられることがないように、社会教育委員が行政をチェックする役割を担っているということです。

このため、社会教育関係団体に対する補助金について、補助の目的や補助対象事業等を明らかにし、補助の目的はあくまで団体による社会教育活動の支援にあり、団体を支配したり内容に干渉したりするものではないことを、社会教育委員に確認していただくことが意見聴取の趣旨となります。

２ 根拠法令

社会教育法（抜粋）

（国及び地方公共団体との関係）

第十二条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

（審議会等への諮問）

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

袖ヶ浦市教育振興事業助成金交付要綱（抜粋）

（趣旨）

第１条 市長は、学校教育、社会教育及び社会体育関係事業者（以下「事業者等」という。）が教育の振興を図る目的で行う教育振興事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において、袖ヶ浦市補助金等交付規則（昭和49年規則第11号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該事業者等に助成金を交付する。

(対象事業、経費及び助成額)

第2条 助成の対象となる事業、経費及び助成額は、別表のとおりとする。ただし、別表に掲げるもののほか市長が特別に必要があると認めたときは、助成の対象とする。

別表 (第2条関係)

事業名	助成の目的	助成事業者	助成対象の条件	助成対象経費、助成額
(9) 袖ヶ浦市社会教育関係団体連絡協議会活動費助成金	青少年及び成人の社会教育団体活動を通じ、地域社会における生活文化を創造・発展させるとともに自己教育の学習機会を充実することに助成する。	袖ヶ浦市社会教育関係団体連絡協議会	① 会員が市内在住及び在勤者であること。 ② 社会教育事業を主たる活動とすること。 ③ 学習活動及び教育活動が継続的に行われること。	人件費、報償費、旅費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金 (助成額) 予算の範囲内の額

袖ヶ浦市補助金等交付規則 (抜粋)

(目的)

第1条 この規則は、他に特別の定めのあるもののほか、補助金等の交付の申請及び決定等に関する事項その他補助金等にかかわる予算の執行について基本的事項を規定することにより、これらにかかわる予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(補則)

第20条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

袖ヶ浦市補助金等に関する事務取扱規程 (抜粋)

(趣旨)

第1条 この規程は、袖ヶ浦市補助金等交付規則(昭和49年規則第11号)第20条の規定に基づき、補助金等の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 団体補助金 特定の者又は不特定の者を構成員として特定の目的をもって自主的に運営されている団体の活動全般を奨励する目的で支給される補助金をいう。

(2) 事業補助金 個人又は団体の実施する特定の事務又は事業に対して支給される補助金をいう。

(基準)

第4条 補助事業に係る補助基準は別表に定めるとおりとする。ただし、公益その他の必要により財政担当部長が必要と認めた場合は、この限りでない。

別表（第4条関係）

1 団体補助金

団体種別	団体の内容	補助対象事業費	補助基準率
公的団体	市が行うべき事務又は事業を実施している団体	人件費、事務費、事業費（他で補助されている事業、会費以外の歳入を伴っている事業及び補助金等の名目で再還付されているものを除く。）及び負担金とする	事業費の100%以内（県、その他の公的団体から補助金が支給されている場合にあっては、その金額を控除した額とする。以下同じ。）とする。
私的要素のある団体で行政との関連の強い団体等	市が行うべき事務又は事業を主たる事務として実施している団体、非常勤特別職及びこれに準ずる職員の活動調整の団体であって、行政との関連の強い団体又は市行政と密接に関係する地域社会奉仕活動を主たる事務としている団体		事業費の10分の5以内とする。ただし、行政事務の一端を分担する団体及び公共性の強い団体にあつては10分の9以内とする。
私的要素のある団体で直接又は間接的に行政効果がある団体等	団体構成員の福利厚生、親睦、スポーツ、生産性の向上等個人的な利益を主たる目的とし、その活動により直接又は間接的に行政効果がある団体並びに非常勤特別職及びこれに準ずる職員の活動調整団体であつて親睦及び福利厚生活動が主体の団体		事業費の10分の3以内とする。ただし、地域社会奉仕活動等行政との関連の強い団体、援助奨励的団体及び政策的団体は10分の5以内とする。
私的団体	団体構成員の福利厚生、親睦、スポーツ、レクリエーション等個人的利益を目的とし、その活動により行政効果がない団体		補助しない。

令和5年度袖ヶ浦市社会教育関係団体補助金について

※ 団体種別については別表の「私的要素のある団体で行政との関連の強い団体等」に該当します。

	団 体 名	交付予定額	自主財源等	総事業費	目的	活動状況(主な事業等)
1	文化協会	771,000	919,000	1,690,000	会員の文化的向上を図り、かつ文化都市建設に寄与することを目的とする。目的達成のため、芸術文化向上に必要な事業を実施する。	・芸能文化まつり ・市民芸術劇場
2	子ども会育成会 連絡協議会	1,736,000	1,530,615	3,266,615	公正団体相互の連絡連携を強化し、子どもの幸福のために活動する市内外諸団体機関との連絡調整をはかり、各種の事業を通じて子ども会及び育成会の発展充実に努める。	・房総子どもかるた大会 ・子どもスポーツ大会 ・ジュニアリーダー養成事業 ・中央キャンプ大会 ・ジュニアリーダー事業(クリスマス会 他)
3	PTA連絡協議会	454,000	1,555,190	2,009,190	市内各PTAとの連絡連携を密にして、相互の発展及び市内各単位PTAの円滑な運営と児童・生徒の健全な育成を図る。	・教育懇談会、視察研修 ・バレーボール及びソフトボール大会 ・広報発行、広報コンクール ・愛のバトロール など
4	ボーイスカウト育成会	214,000	345,533	559,533	ボーイスカウトの組織を通じ、青少年が自発的な行動により、自らの健康を築き社会に奉仕できる能力と、人生に役立つ技能を体得し、誠実・勇気・自信および人道主義を把握し、実践できるように教育することを目的とする。	・キャンプ(各隊、団) ・集会事業(クリスマス会 など) ・地域事業への協力(公民館まつりなど) ・奉仕活動(募金など)
5	ガールスカウト千葉県第87団 育成会	214,000	368,638	582,638	ガールスカウト日本連盟に加盟し、自分自身と他の人々の幸福と平和のために、責任ある市民として自ら考え行動できる女性を育てることを目的とする。育成会会員は87団の活動を支援すると同時に自ら地域行事に参加する。	・キャンプ、ハイキング ・ガールスカウトPR活動 ・地域事業への協力(公民館まつりなど) ・奉仕活動(募金など)
6	レクリエーション協会	225,000	351,093	576,093	本会は、ひろくレクリエーションの普及を図り、地域住民の豊かで楽しいある暮らし作りに寄与する事を目的とする。	・レク研修 など ・地区住民会議デイキャンプ支援 ・公民館まつり支援 ・総合型地域スポーツクラブ支援
7	スポーツ協会	3,007,000	11,556,022	14,563,022	体育運動を健全に普及発展させると共に市民相互の精神的融合を図り、体力の向上とスポーツ精神の高揚につとめ、もって袖ヶ浦市発展に寄与することを目的とする。	・総会開会式 ・プロ野球招致事業 ・新春マラソン大会 ・県民体育大会 参加
8	少年野球連盟	198,000	929,811	1,127,811	本連盟は、少年野球の健全な発展と、野球を通じて少年の体力の向上、スポーツ精神の涵養及び少年相互の親睦の場を設け、もって社会教育の振興と少年の健全育成の推進に寄与することを目的とする。	・大会(春・夏・秋季) ・山ゆり友誼ボール大会 ・審判講習会
9	サッカー協会	172,000	361,000	533,000	少年・少女の心身の健全育成とサッカー競技の普及・振興および大会等を通して近隣市との友好・親善を図ることを目的とする。	・大会(市・県ブロック など) ・イタジャイ杯 ・選抜チーム派遣
10	音楽協会	115,000	570,587	685,587	袖ヶ浦市及び近隣の音楽演奏家、演奏団体並びに音楽愛好家等の連絡を密にするとともに、その相互協力によって、音楽の普及・発展に努め「音楽のあふれる街」を創り、もって袖ヶ浦市発展に寄与することを目的とする。	・定期演奏会4回(全体1、合唱1、個人1、邦楽1) ・市民音楽フェスティバル(共催) ・袖ヶ浦ジュニアオーケストラ定期演奏会(共催) ・袖ヶ浦交響楽団演奏会(後援)
11	ターゲットバード ゴルフ協会	97,000	648,558	745,558	健全なレクリエーション活動の一環としてターゲットバードゴルフの愛好者、または関心をもつ者で構成する。会員の資質の向上、相互間の親睦及びターゲットバードゴルフの普及、振興を図ると共に、地域住民の健康作りとふれあいに寄与することを目的とする。	・市民ターゲットバードゴルフ大会 ・対外遠征活動
12	社会教育連絡協議会	3,569,000	830,000	4,399,000	各関係団体相互の連絡協力を図り、本市全域にわたる社会教育の興隆発展に資する。	・関係団体への教育振興助成業務の協力 ・関係団体が自主的かつ、主体的な事業の展開の協力

Ⅱ 社会教育事業

１ 生涯学習課

●生涯学習課事業一覧（1/3）

No.	事業名	実施期日・回数等	参加人数等	決算額 (千円)
1	社会教育委員関係費	定例会 第1回 5/20 第2回 7/15 第3回 10/7 第4回 12/16 第5回 2/3	12名 13名 14名 12名 13名	1,230
2	生涯学習のまちづくり推進事業	生涯学習推進大会 2月11日（土・祝） 市職員出前講座	640人 125回 2,241人	187
3	市民三学大学講座経費	第1回 辻井 いつ子 第2回 河合 敦	454名 674名	1,121
4	社会教育関係団体振興事業	社会教育関係団体 連絡協議会加盟団体 文化協会 子ども会育成会 連絡協議会 PTA連絡協議会 ボーイスカウト育成会 ガールスカウト 千葉県第87団 音楽協会 レクリエーション協会 スポーツ協会 少年野球連盟 サッカー協会 ターゲット・ バードゴルフ協会 社教連協事務局 計	会員数 267人 585人 4,588人 58人 34人 182人 30人・3団体 2,826人 140人 400人 54人 - -	補助金 475 1,199 454 214 208 115 225 3,007 198 172 97 3,411 9,775
5	家庭教育総合推進事業	家庭教育推進協議会 家庭教育支援資料配布	3回 通年	5

●生涯学習課事業一覧 (2/3)

No.	事業名	実施期日・回数等	参加人数等	決算額 (千円)
6	生涯学習ボランティア促進事業	社会教育推進員 養成講座 5月10日	10 名	1,912
		社会教育推進員 全体研修会 12月20日	推進員 13 名 公民館担当者 3 名	
		保育ボランティア 養成講座 11月16日	一般受講者 6 名 ひよこの会 9 名	
		保育ボランティア 養成講座【会員研修】 3月15日	12 名	
		ユースボランティア	登録 16 名	
		アドバイザーバンク	登録 延べ 21 名	
7	ちば施設予約システム管理事業	予約システム運用	通年	3,279
8	生涯学習奨励事業	表彰式 2月11日	個人 48・団体 5	267
9	施設管理事業	地区会館 (2 館)	通年	949
10	青少年問題協議会関係費	会議 10月25日	委員 13 名	29
11	青少年育成関係事業	青少年育成 袖ヶ浦市民会議助成	地区住民会議への 助成	990
		青少年健全育成推進大会 7月2日		
		少年少女発明クラブ助成	30 人	
12	そでがうらわんぱくクエスト事業	本研修 7/28～7/30 袖ヶ浦市内	参加者 35 名	957
13	放課後子供教室推進事業	(長浦小) あそボラ!!やかたっ子広場 11/14, 12/7, 1/12, 2/16, 3/3 (計 5 回) (昭和小) もりのこクラブ 9/15, 10/31, 11/10, 12/15, 2/24, 3/7 (計 6 回)	延べ参加者 718 人	1,373

14	青少年相談員活動事業	代議員会議 5回 定例会議 4回 子どもスポーツ大会 7月23日 地域のつどい君津地区 大会 10月2日 視察研修 2月18日・19日 青少年相談員だより 第48号・第49号発行 7月1日・3月31日 支部活動	86名 389人 児童生徒・自治会へ 配布・回覧	3,467
----	------------	---	-----------------------------------	-------

●生涯学習課事業一覧 (3/3)

No.	事業名	実施期日・回数等	参加人数等	決算額 (千円)
15	学校音楽鑑賞事業	根形小 11月1日 根形中 11月1日	406人	998
16	芸術鑑賞助成事業	市民芸術劇場補助事業	587人	852
17	芸術活動普及事業	文化芸術事業の後援 (通年) 28件 袖ヶ浦美術展開催の 支援	出品者数 152人 入場者数 2,630人	1,591
18	文化財審議会関係費	審議会 第1回 6/2 第2回 8/23 第3回 11/24 第4回 3/2	6名 7名 5名 6名	186
19	総合的な文化財の 保存・活用事業	文化財調査研究 4件 指定文化財管理 ・補助金交付 21件 鉄製品保存処理 2遺跡		1,892
20	埋蔵文化財調査事業	発掘調査 2遺跡 発掘作業 1遺跡 報告書作成 3冊	通年	10,857
21	山野貝塚保存活用事業	現地説明会 11月19日 講演会 12月24日	現地説明会 27人 講演会 111人	10,800

●市民会館事業一覧

No.	事業名	実施期間・開催日	回数	参加人数	決算額 (千円)
1	乳幼児家庭教育学級（うたたねハッピーくらぶ） ※平川公民館と合同	6月4日～1月20日 中止2回	9回	保護者98人 幼児100人	市民会館28 平川公民館5
2	小学校家庭教育学級	7月1日～1月27日	3回	20人	0
3	中学校家庭教育学級	7月5日～12月16日	5回	42人	10
4	子どもチャレンジ教室	6月18日～2月5日	8回	108人	17
5	世代間交流事業 (地区住民会議と共催)	11月23日	1回	127人	-
6	女性セミナー	5月30日～12月13日	7回	100人	17
7	男性セミナー	10月15日～12月4日	3回	24人	10
8	舞台コーディネーター養成講座	1月9日～2月25日	4回	19人	60
9	単発講座	10月23日	1回	51人	5
10	昭和ふれあい教室（高齢者教室）	5月17日～1月16日	8回	293人	10
11	地域人材育成講座	10月16日～1月22日	4回	32人	4
12	第35回市民会館まつり	10月29日～10月30日	2回	3,550人	132
13	ロビー展示	5月16日～3月8日	8回	144点	-
14	第40回市民音楽フェスティバル (音楽協会と共催)	11月27日	1回	289人	235
15	第35回芸能文化まつり (文化協会と共催)	1月29日	1回	349人	73
16	利用者懇談会	3月10日	2回	35人	-
17	二十歳を祝う会	1月8日	1回	135人	1,028
18	公民館運営審議会	5月19日～2月14日	5回	48人	351
19	社会教育推進員活動	通年		10人	1
20	昭和地区住民会議 (坂戸の森みどりの会) 活動	通年		22団体等	-
21	青少年相談員支部活動	通年		14人	-
22	子ども会育成会支部活動	通年		7団体	-

3 平川公民館

●平川公民館事業一覧

No.	事業名	実施期間・開催日	回数	参加人数	決算額 (千円)
1	乳幼児家庭教育学級（うたたねハッピーくらぶ）※市民会館と合同	6月4日～1月20日 中止2回	9回	保護者98人 乳幼児100人	市民会館28 平川公民館5
2	中川小学校家庭教育学級	6月27日～12月10日 中止1回	4回	保護者46人 児童21人	7
3	平川中学校家庭教育学級	6月30日～12月1日 中止2回	3回	保護者17人 生徒219人	6
4	子どもクラブ	5月1日～2月25日 中止2回（※COVID-19のため）	5回	71人	9
5	書き初め教室	12月24日	1回	17人	6
6	初心者・シニア向け スマートフォン教室	5月27日～10月27日	3回	64人	8
7	園芸講座	5月24日～3月7日	8回	79人	37
8	単発講座	8月28日～1月30日 中止1回	2回	41人	17
9	平川生活いきいき講座 （高齢者講座）	6月30日～2月16日 中止1回（※COVID-19のため）	5回	104人	13
10	おでかけ高齢者講座	10月4日～12月15日	2回	28人	10
11	災害「避難」を学ぶ講座 （地域人材育成講座）	5月28日～2月18日	5回	113人	45
12	第3・4回平川公民館まつり	11月12日～11月13日	2回	1,340人	126
13	ロビー展示	4月11日～3月7日	17回	178点	-
14	利用者懇談会	3月17日	1回	18人	-
15	二十歳を祝う会実施事業 （平岡公民館と共催）	1月8日	1回	85人	-
16	社会教育推進員活動	通年		8人	-
17	中富地区住民会議 （中富ふれあいの会）活動	通年		16団体	-
18	青少年相談員支部活動	通年		9人	-
19	子ども会育成会支部活動	通年			-

4 長浦公民館

●長浦公民館事業一覧

No.	事業名	実施期間・開催日	回数	参加人数	決算額 (千円)
1	子育てパパ応援講座	7月23日～12月17日	4回	保護者39人 幼児48人	9
2	小学校家庭教育学級	7月1日～1月20日	5回	93人	10
3	中学校家庭教育学級	7月5日～1月20日	5回	26人	0
4	わんぱく教室	7月24日～1月29日	6回	97人	12
5	長浦ジュニアお琴教室	5月21日～2月18日	13回	98人	-
6	女性セミナー	5月26日～1月26日	7回	151人	29
7	男の畑づくり講座	5月18日～12月15日	6回	31人	31
8	ながうら遊学塾	7月1日～1月19日	6回	153人	26
9	お正月飾りづくり講習会	12月23日	1回	19人	11
10	長浦さわやかスクール (高齢者教室)	7月14日～2月14日	5回	203人	32
11	地域人材育成講座	7月24日～11月13日	5回	13人	1
12	長浦公民館まつり	11月12日～11月13日	2回	2,775人	197
13	ロビー展示	5月18日～3月8日	10回	153点	-
14	利用者懇談会	3月16日	1回	47人	-
15	二十歳を祝う会	1月8日	長浦・蔵波 各1回	長浦83人 蔵波123人	-
16	社会教育推進員活動	通年		10人	-
17	長浦地区住民会議 (ながうら青空の会) 活動	通年		25団体	-
18	青少年相談員支部活動	通年		22人	-
19	子ども会育成会支部活動	通年		4団体	-

5 根形公民館

●根形公民館事業一覧

No.	事業名	実施期間・開催日	回数	参加人数	決算額 (千円)
1	花まる絵画教室	6月25日～12月17日	6回	86人	37
2	子ども絵画教室	5月14日～12月10日	9回	139人	61
3	ねがたオープンキャンパス (ねこまろ)	8月1日～12月24日	5回	94人	9
4	成人絵画教室	5月21日～1月21日	10回	126人	67
5	地域再発見講座	5月26日～12月16日	7回	86人	20
6	根形ニコニコ教室（高齢者教室）	5月25日～2月15日	10回	291人	57
7	小学校家庭教育学級	7月1日～2月19日	5回	39人	0
8	中学校家庭教育学級	7月5日～2月19日	5回	18人	0
9	ワーキングママ支援講座	8月27日～9月17日	4回	29人	64
10	地域人材育成講座	9月2日～10月23日	3回	404人	54
11	書初め教室	12月27日	1回	28人	5
12	根形公民館まつり	10月29日～10月30日	2日	1929人	233
13	ねがたファミリーコンサート	8月6日	1回	57人	45
14	ロビー展示	5月20日～3月3日	10回	103人	-
15	根形公民館サークル作品展	3月11日～3月19日	9日	590人	16
16	利用者懇談会	3月17日	1回	21人	0
17	二十歳を祝う会	1月8日	1回	45人	-
18	社会教育推進員活動	通年		10人	4
19	根形地区住民会議 (根っ子の会) 活動	通年		20団体等	-
20	青少年相談員支部活動	通年		8人	-
21	子ども会育成会支部活動	通年		6団体	-

6 平岡公民館

●平岡公民館事業一覧

No.	事業名	実施期間・開催日	回数	参加人数	決算額 (千円)
1	お子さんと一緒に！健康な心と体づくり 講座(幼児家庭教育学級) ※単発講座含む	6月18日～12月10日	6回	保護者109人 乳幼児97人	25
2	小学校家庭教育学級	7月1日～12月15日	5回	30人	41
3	ひらおか子ども教室	6月19日～2月26日	6回	78人	17
4	ひらおかハッピータイム(世代間交流事業)	11月19日	1回	33人	10
5	わくわく女性倶楽部	5月27日～1月26日	8回	170人	39
6	国際理解セミナー	8月20日～12月17日	5回	72人	58
7	男性のための料理教室	2月18日	1回	12人	0
8	ひらおかシニアセミナー	5月16日～2月3日	8回	167人	30
9	地域人材育成講座	7月31日～12月3日	3回	66人	51
10	平岡公民館文化・スポーツまつり	10月29日～10月30日	2回	1,287人	159
11	ロビー展示	5月2日～2月28日	9回	188点	-
12	利用者懇談会	3月17日	1回	23人	-
13	二十歳を祝う会実施事業(平川公民館と共催)	1月8日	1回	85人	-
14	社会教育推進員活動	通年		10人	4
15	平岡地区住民会議 (名幸ヶ丘の会)活動	通年		18団体	-
16	青少年相談員支部活動	通年		11人	-
17	子ども会支部活動	通年		8団体	-

2. 郷土博物館事業一覧

No.	事業名	実施内容	実施回数・参加人数	決算額 (千円)
1	博物館協議会	協議会 第1回 7月21日 第2回 11月18日 第3回 2月28日	9人 7人 8人	167
2	博物館運営事業	令和4年度開館日数299日 博物館運営（庶務等事務（会計年度任用職員2名、受付事務（土日祝日・会計年度任用職員3名）ほか） 君津地方公立博物館協議会研修会 千葉県博物館協会研修会 関東地区博物館協会研修会 袖ヶ浦市郷土博物館要覧2023刊行	3回 1回 2回	5,708
3	調査研究事業	地域の歴史・民俗・自然に関する資料収集・保存等の調査 企画展に関する調査		83
4	教育普及事業	博物館講座「袖ヶ浦学」 第25回ミュージアム・フェスティバル 自然と歴史の散策会 夏休みジュニア学芸員体験 博図公連携事業（公民館等アウトリーチ） そではく考古学講座～弥生時代研究最前線～ 企画展展覧関連事業等その他各種普及事業 上総掘り体験講座 上総掘り掘削体験講座 上総掘り技術記録映像作成（その2 掘削・挽回・仕上げ編） 上総掘り技術伝承研究会活動支援 通年 友の会協働事業 博物館友の会活動支援 通年	5回 延べ157人 1,173人 11人 7人 23回 延べ578人 4回 延べ82人 12回 延べ173人 9回 延べ37人 2回 延べ12人 会員17人 3回 延べ281人 会員60人	5,195
5	地域資料管理 活用事業	史料の保存・修復 収蔵庫資料整理及び保存 収蔵資料の調査研究 企画展等開催に伴う収蔵民具・古文書調査 袖ヶ浦市史研究第21号編纂に伴う調査研究 収蔵資料のホームページでの公開 ホームページやSNS等による情報発信 古文書表題データベースの作成 袖ヶ浦市史研究第21号刊行	修復資料点数42点 収蔵資料数107,861点 公開リスト点数6,038点 20回 収蔵古文書数92,544点	3,114

6	博学連携事業	校外学習支援 実物資料貸し出し 学習相談 教員対象研修の実施 学校向けワークシートの作成・活用 アウトリーチ活動（出前展示・出前授業） 図書貸し出し（物流システム利用、ビデオ等） 博物館実習生受入	13校 677人 2件 16点 17件 1回 3回 5件 696人 2件 5冊 2校 2人	16
7	展示更新推進事業	常設展示（本館・屋外展示・アクアラインなるほど館・旧進藤家住宅） 企画展Ⅰ「くらだし・おひろめ 2022」 開館 40 周年記念企画展「富士山ー畏れ・敬い・憧れ」 企画展Ⅲ「袖ヶ浦の美術Ⅲ 傘寿記念 辻元大雲回顧書展」 ロビー展・ミニ企画展	延べ 37,286人 5,062人 5,977人 1,106人 12回 延べ 18,598人	1,926
8	市民学芸員協働事業	市民学芸員養成講座 市民学芸員フォローアップ研修 主催イベント・展示参加人数 全体会議・定例会 体験学習協力 万葉植物園整備（万葉グループ活動） 植物画作画活動（葉月の会活動） 地域の史跡・文化財調査（郷土を学ぶ会活動） 企画展ワーキンググループ活動	11回 延べ 50人 新規登録者 5人 2回 21人 延べ 64人 7回 延べ 79人 17回 延べ 77人 会員数 14人 会員数 9人 会員数 4人 グループ人数 13人	699
9	施設管理事業	施設管理委託（保守点検等含む） 通年 光熱水費等管理 通年 備品購入 ・消火器 修繕 ・煙感知器交換修繕 ・市民サロン及び民俗展示室雨漏り修繕ほか 施設設備等維持管理 通年 施設安全点検 月 1回	修繕 12件	24,404

2. 図書館事業一覧

No.	事業名	実施期日・回数等	参加人数等	決算額 (千円)
1	図書館協議会関係事業	7月5日 11月7日 2月6日	委員 9 人 9 人 10 人	197
2	図書館運営事務事業	開館日数 中央・長浦 293 日 平川 297 日 根形・平岡 298 日 団体貸出	利用者数 127,647 人 貸出点数 531,779 点 延べ利用数 394 団体 貸出冊数 5,055 冊 貸出点数計 536,834 点	63,399
3	図書館資料購入事業 ・図書 ・視聴覚資料 ・マイクロフィルム ・DVD-ROM ・新聞・雑誌 ・データベース ・電子図書館	通年 中央 長浦 平川 根形 平岡 計 ・CD ・DVD 計 計 ・新聞 ・雑誌 ・官報 ・法律情報 ・電子書籍	市全域 4,279 冊 4,321 冊 1,214 冊 237 冊 237 冊 10,288 冊 75 点 8 点 83 点 8 巻 13 点 21 点 購入数 26 紙 154 誌 292 点	26,343

No.	事業名	実施期日・回数等	参加人数等	決算額 (千円)
4	電算処理事業 ・電算システム ・データベース	通年 ・図書館業務用システム一式 ・ホームページ ・新聞記事 ・TOOL i	2 紙	14,294
5	読書普及事業 ・こどもの読書週間記念行事 ・おはなし会 ・おはなしのじかん ・夏休みおはなし会 ・ちょっぴりながいおはなし会 ・ちょっぴりこわいおはなし会 ・英語でおはなし会 ・おひざにだっこのおはなし会 ・えほんのへや ・わらべうたであそぼう ・すきすき絵本タイム ・なつやすみとしょかんであそぼう ・袖高とコラボ！ 親子いっしょのおはなし会	・スタンプラリー ・記念品プレゼント ・ラウンジ展示クイズ 4月16日～5月23日 中央 43 回 長浦 25 回 平川 9 回 中央 0 回 中央 4 回 長浦 2 回 中央 2 回 長浦 1 回 長浦 2 回 中央 6 回 長浦 2 回 中央 0 回 長浦 0 回 長浦 0 回 根形 2 回 平岡 0 回 0 回 8 月 5 日 2 回	1,064 人 568 個 192 人 534 人 252 人 68 人 0 人 34 人 21 人 25 人 13 人 33 人 65 人 22 人 0 人 0 人 0 人 36 人 0 人 0 人 43 人	665

No.	事業人	実施期日・回数等	参加人数等	決算額 (千円)
5	・青空かみしばい劇場	10月23日 2回	41人	
	・春休みおはなし会	3月26日 2回	23人	
	・出張おはなし会	27箇所	9,501人	
	・おはなし会ボランティア 養成講座(中級編)	9~12月(全5回)	50人	
	・ブックスタート	通年(23回)	288個	
	・かみのおはなやさん	0回	0人	
	・紙花教室	0回	0人	
	・工作教室	3月26日 2回	29人	
	・新年えほんのふくぶくろ	1月5日~1月13日	133袋	
	・学校連携展示	2校	214点	
	・文芸講座	10~11月(全4回)	142人	
	・資料展示	通年(5回)	—	
	・映画会	通年 中央 16回 長浦 14回 平川 6回	471人 612人 81人	
	・シネマトーク	中央 長浦 平川	0人 0人 0人	
	・夏のトショロ月間	7月15日~8月16日	1,033人	
	・秋のトショロ月間	10月22日~11月20日	2,432人	

Ⅲ スポーツ振興事業

●スポーツ振興事業実施一覧

No.	事業名	実施期日・回数等	参加人数等	決算額 (千円)
1	スポーツ推進委員協議会	5回 第1回……4/8 第2回……6/12 第3回……9/15 第4回……12/10 第5回……2/1	16人 19人 17人 20人 17人	820
2	県民体育大会選手派遣事業	夏季 8/27、8/28 秋季 9/25～10/30 冬季 1/14～3/5	209人	1,117
3	学校体育施設開放事業	年間を通して	92,859人	1,008
4	学校体育推進事業 ・学校体育指導研修会 ・武道教育推進事業 ・少年スポーツ振興事業	・全体研修会 7月 ・小学校研修会 5～1月 実技研修会 6回 ・中学校研修会 10～11月 授業研究会 5回 ・外部指導者を活用した 授業実践 4回 ・地域連携指導者派遣 5校、のべ452時間 ・指導者養成講習会 8/5 平川中学校 ・レッツトライ！スポーツ 教室(5種目8回) 10～12月 陸上、バスケットボール男子、 バスケットボール女子、バレー ボール男子、バレーボール女 子、ソフトボール、野球 ・運動部活動社会人活用 (市内中学校4校)	延べ801人 地域連携指導者 剣道9人 柔道2人 23人 359人 昭和中1人 長浦中5人 平川中3人 蔵波中2人	5,021

No.	事業名	実施期日・回数	参加人員	決算額 (千円)
5	スポーツ・イベント大会	・新春マラソン ・プロ野球招致事業 〈ロッテ主催試合〉中止	397 人	2,920
6	総合型 地域スポーツクラブ 活性化事業	総合型クラブ連協主催 ・運営委員会 4 回 第 1 回・・・4/25 第 2 回・・・7/7 第 3 回・・・11/21 第 4 回・・・2/21 ・交流大会・・・12/4 ・ポッチャ大会・・・2/18 ・ウォーキングフェスタ・・・3/12	市内 5 クラブ の 全会員数 870 人 参加人数 122 人 参加チーム 20 チーム 参加人数 920 人	3,218
7	スポーツ・ レクリエーション祭	市スポレク祭 ・グラウンドゴルフ大会 6/12、市陸上競技場 ・ソフトバレーボール大会 6/12、昭和小体育館 ・市インディアカ大会 6/12、臨海スポーツセンター 君津地区スポレク大会 (木更津市・富津市会場)	117 人 34 人 80 人 279 人	301

令和５年度袖ヶ浦市教育基本方針及び目標

Ⅰ．基本方針

本市では、令和２年度から令和１３年度を計画期間とする「袖ヶ浦市総合計画」の中で、市が目指す将来の姿を『みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦』とし、重点的取組の一つとして、“誰もが活躍するまち”の実現にむけ、子育て・教育環境の充実と学びを通じた社会参加の促進を図っています。

教育委員会では、令和３年度から令和１２年度までを計画期間とし、本市教育行政の施策の方向性と施策を体系的にまとめた『第三期袖ヶ浦市教育ビジョン（袖ヶ浦市教育振興基本計画）』の前期計画の３年目にあたります。第三期教育ビジョンは、基本目標に『未来を創る 心豊かでいきいきとした 人づくり』を掲げ、【子ども】【生涯学習】【スポーツ】【文化財・文化芸術】の領域で基本目標を実現するための４つの目標を設定し、様々な施策についての取組を進めています。

今年度の主な取組について、学校教育では、社会の変化に対応し、ＩＣＴ機器を活用して海外の人々と交流する中で異文化の理解やコミュニケーション能力を育成するなど、各教科領域も含めた横断的な教育活動に取り組むほか、主体的に学習に取り組む児童生徒の育成や、個に応じた指導の充実を目的として、ＩＣＴ機器の活用をより一層推進するため、学校ＩＣＴインストラクターによる全校巡回システムを構築するとともに、児童生徒のタブレット端末活用事例の収集と普及を図ります。さらに、学校体育について、休日の運動部活動の段階的な地域移行を進めるほか、児童生徒のスポーツへの関心と体力・技術の向上を目指します。加えて、基礎学力向上支援教員や特別支援教員等により、子どもたちの学力向上や生活上の支援を図るとともに、読書教育や体験活動の充実による豊かな心の育成を推進します。

教育環境の整備については、蔵波地区における児童数増加への対応として、令和６年度の供用開始に向け、蔵波小学校増築校舎の工事を進めるほか、昭和地区における生徒数増加への対応として、令和８年度の供用開始に向け、増築校舎の設計等を進めます。

生涯学習の充実については、電子図書館サービスを引き続き実施するとともに、更なる利用拡大に向けた取組を検討してまいります。

地域スポーツ・レクリエーション活動の推進及びスポーツツーリズムの推進については、総合型地域スポーツクラブの活動を支援するとともに、質の高いスポーツを観る機会を提供するため、野球・アメリカンフットボール等の公式戦や各種大会、合宿等を誘致し、市民のスポーツ参加への意識の醸成と交流人口の増加を目指します。

郷土の歴史と文化財の保存・活用については、地域に伝えられた文化財を次世代に継承するとともに、展示等による公開や活用を図るため、資料の保存環境の整備やデジタル化を進めます。

近年は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会経済活動への多大な影響がありました。昨年度からは、感染対策を講じながら本来の活動に戻りつつあります。今年度は、コロナ以前の事業内容や課題を整理しながら、更なる成果を目指した取組を進めてまいります。

以上、これらのことを踏まえ、本市教育のさらなる発展を目指し基本目標の実現に向け、『令和５年度袖ヶ浦市教育基本方針及び目標』を定め、教育の向上に努めます。

Ⅱ. 目 標

1 心豊かな たくましい子どもの育成を支援します【子ども】

(1) 「生きる力」の基礎を培う幼児教育の推進

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる最も大切な時期であるため、幼児教育においては、一人ひとりの発達の段階に応じ、生活や遊びを通じて、健やかな心と体を育み、道徳心を芽生えさせるなど、「生きる力」の基礎を培うことが求められています。

本市では、そうした「生きる力」の基礎を養うため、幼児教育の充実及び特色ある幼稚園づくりを推進します。

また、子どもの発達や学び、指導の連続性を重視し、幼稚園・保育所・小学校の連携を促進します。

さらに、核家族化や少子化の進行に伴う保護者の子育てに関する不安の解消に努めます。

①幼児教育の充実と特色ある幼稚園づくりの推進

○教育ビジョンに示された施策

- ・「生きる力」の基礎を培う遊びや生活の充実
- ・「袖ヶ浦市幼児教育カリキュラム」に基づいた幼児教育の充実
- ・「カリキュラムマネジメント」による特色ある幼稚園づくりの推進
- ・専門機関及び関係機関との連携
- ・教職経験に応じた幼稚園教諭の資質力量を高める研修の充実

②幼稚園と保育所の横の連携と小学校とのなめらかな接続の推進

○教育ビジョンに示された施策

- ・縦横の連携を踏まえた行事等における子ども同士の交流促進
- ・相互保育参観や合同研修会、情報交換会を活用した教職員相互の連携促進
- ・「アプローチカリキュラム」「スタートカリキュラム」を生かした幼小のなめらかな接続
- ・保育・幼児教育の連携の検討

③幼稚園における子育て支援体制の充実

○教育ビジョンに示された施策

- ・多様なニーズに応える子育て支援体制の充実と活性化
- ・各種便り、ホームページ、ポータルサイトによる子育て情報の提供を拡充

(2) 「生きる力」を育む学校教育の推進

義務教育においては、子どもが生きていることに喜びを感じながら、生涯にわたり学び続け、社会の一員として個性を伸ばしながら自立していくための基礎を学校教育で身に付けられるよう、基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度などの確かな学力の育成、豊かな情操や人間性を育む心の教育の充実、心身の健康や体力の保持増進に関する指導の充実など、「生きる力」の育成に努めます。

また、学校生活全般にわたり生徒指導を十分機能させるとともに、教育相談体制及び不登校等の子どもへの支援と特別支援教育の充実を図り、一人ひとりが持つ可能性を最大限に伸ばす教育を推進します。

さらに、伝統文化や郷土を学ぶ教育を推進し、未来を創る市民の育成を図ります。

加えて、教育課程の編成にあたっては、子どもや地域等の実態を踏まえ、その実施・評価・改善を組織的かつ計画的に実施すること（カリキュラムマネジメント）を通して教育活動の質の向上を図っていきます。

①基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等の育成

○教育ビジョンに示された施策

- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善
- ・きめ細かな指導の実施と指導方法や指導形態の工夫・改善
- ・言語環境の整備と言語活動の充実

②規範意識の醸成と豊かな情操や道德心の育成

○教育ビジョンに示された施策

- ・「道徳科」及び学校教育活動全体を通じた道徳教育の充実
- ・「がうらっ子の心得」を活用した基本的生活習慣の定着
- ・社会体験活動や自然体験活動の推進
- ・「豊かな心」を育む子どもの読書活動の一層の充実

③心身の健康の保持増進と体力向上に関する指導の充実

○教育ビジョンに示された施策

- ・望ましい生活習慣を身に付ける取組の推進
- ・学校給食センターと連携した食に関する指導の充実
- ・学校体育の指導力の向上と体育科授業の充実
- ・武道教育における指導の充実と社会人指導者の活用促進
- ・運動部活動支援のための地域の人材の活用促進

- ・ 体育の生活化による体力、運動能力の向上

④一人ひとりの自立を育む生徒指導の充実

○教育ビジョンに示された施策

- ・ 生徒指導の機能を生かした教育活動の展開と生徒指導体制の確立
- ・ 学校・家庭・地域・関係機関等との連携のさらなる強化
- ・ 児童生徒指導センターによる問題行動や児童生徒の安全確保への対応支援
- ・ いじめや暴力行為を許さない学校風土の醸成
- ・ いじめ問題への取組に関する広報啓発活動の充実

⑤教育相談体制及び不登校等の子どもへの支援の充実

○教育ビジョンに示された施策

- ・ 相談しやすい学校風土の醸成
- ・ 学校及び総合教育センターにおける教育相談体制の充実
- ・ 教育支援教室「のぞみ学級」での実態に応じた、より効果的な支援の充実

⑥一人ひとりの能力や可能性を伸ばす特別支援教育の充実

○教育ビジョンに示された施策

- ・ 通常学級における特別支援教育の推進
- ・ 特別支援学級の指導の一層の充実
- ・ 学校全体及び関係機関等と連携した特別支援教育体制の拡充
- ・ 特別支援教育に関する教職員研修による専門性の向上
- ・ 日本語以外の母国語を使用する子どもへの支援

⑦伝統文化や郷土を学ぶ教育の推進

○教育ビジョンに示された施策

- ・ 副読本「わたしたちの袖ヶ浦」の活用
- ・ 伝統文化を学ぶ教育の推進
- ・ 学校、博物館、図書館、公民館等が連携した郷土の学習の推進
- ・ 子どもの伝統文化活動への参加及び発表の場の創出

(3) 社会の変化に対応する学校教育の推進

AIなどに代表される、新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域での活動の基盤となる知識基盤社会を迎えるなど、社会変化が急速に進んでいます。子どもがその変化を前向きに捉え、豊かな創造性を備え、持続可能な社会の創り手として、予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を育成することが求められています。

本市では、こうした社会の変化に対応する教育に力を入れることにより、自らの生活や将来を考える力を高め、意欲と実践力をもった子どもの育成を目指します。

①探究型の学力を育む読書教育の推進

○教育ビジョンに示された施策

- ・学校図書館の学習・情報センター機能の拡充と「調べ学習」「主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善」の推進
- ・「人」「もの」「情報」のネットワークの拡充
- ・「学び方ガイド」を活用した学び方の指導の充実
- ・学校図書館を支援する学校図書館支援センターの充実

②情報活用能力を育む情報教育の推進

○教育ビジョンに示された施策

- ・タブレット、情報通信ネットワークを活用した学習活動の充実
- ・発達段階に応じた情報活用能力の育成
- ・情報モラル指導の充実
- ・教職員のコンピュータ・リテラシーの向上

③社会的・職業的な自立に向けたキャリア教育の推進

○教育ビジョンに示された施策

- ・特別活動を要とした、発達の段階に即したキャリア教育の推進
- ・家庭・地域と連携した活動の場づくりの推進

④コミュニケーション能力を育む外国語教育の推進

○教育ビジョンに示された施策

- ・外国語活動や英語の授業における工夫・改善（小学校）
- ・英語で身近な事柄についてコミュニケーションが図れる能力の育成（中学校）
- ・母国「日本」、郷土「そでがうら」の伝統文化や歴史等に関する学習の充実
- ・ALTを活用した外国語教育・異文化理解教育の充実

(4) 学校の教育力の向上

子ども一人ひとりの健やかな成長を育むためには、教職員が自己研鑽に励み、指導力の向上に努めるとともに、教職員の力を結集し、学校全体の教育力を高める必要があります。

本市では、教科などの専門性を高めるための研究や研修の充実を図るほか、次代を担うミドルリーダー層や若年層の教職員の育成に取り組めます。

また、子どもたちの発達や学び、指導の連続性を持たせるために、幼稚園・保育所・小学校・中学校の連携を推進します。

さらに、教職員が子ども一人ひとりに向き合える環境づくりを進めるとともに、地域に開かれた学校として、積極的な情報公開と学校評価の活用及び学校運営の改善を図り、学校の教育力の向上を図ります。

①教職員の指導力の向上

○教育ビジョンに示された施策

- ・ミドルリーダー層及び若年層教職員の指導力向上に向けた教職員研修の充実
- ・教科指導、道徳、外国語活動等の研修の充実
- ・今日的な教育課題や教職員のニーズに応じた研修の充実

②学校間の連携の推進

○教育ビジョンに示された施策

- ・行事等における子ども同士の交流促進
- ・相互授業参観や合同研修会、情報交換会の実施

③教職員が子ども一人ひとりと向き合える環境づくり

○教育ビジョンに示された施策

- ・行事の精選、重点化、ゆとりある教育課程の編成
- ・校務支援システムやICTを活用した学校事務効率化の推進
- ・学校に対する要望への組織的な対応

④地域に開かれた魅力ある学校づくりの推進

○教育ビジョンに示された施策

- ・積極的な学校情報の公開（ホームページ・各種便りの活用）
- ・学校評価の活用による学校運営の改善（積極的な公表）

(5) 安全・安心で質の高い教育環境の整備

近年、子どもが巻き込まれる犯罪が多発する傾向にある中で、子どもの安全を守る取組は、さらにその重要性が増しています。地区住民による登下校時の見守り活動やスクールサポーターによる不審者対応訓練の実施など、学校・保護者・地域住民の連携と協力による子どもを守る取組が必要とされています。

学校施設の整備については、老朽化した設備の改修、学校環境の改善等を計画的に進めています。

また、国際化や情報化社会が急速に進展する中で、児童生徒の情報活用能力を育む学校ICT化を推進し、質の高い教育環境の整備を進めます。

さらに、社会的、経済的格差の進行が指摘されている中、家庭状況に左右されない教育機会の均等を図るために、要保護・準要保護の児童生徒に対する援助費の支給や奨学金の貸付等の支援を行います。

①安全・安心な教育環境の維持管理

○教育ビジョンに示された施策

- ・ 学校施設の適正な維持管理と環境の整備
- ・ 各施設の定期的な安全点検の実施と改善

②子どもの安全を守る方策の強化と活用

○教育ビジョンに示された施策

- ・ 警察やスクールサポーター等との連携と不審者対応訓練の実施
- ・ 「危機管理マニュアル」を活用した職員研修の実施
- ・ 袖ヶ浦市通学路安全対策協議会による通学路の安全対策の強化
- ・ 「学校連絡メール」の活用

③安全・安心な学校給食の充実

○教育ビジョンに示された施策

- ・ 安全・安心な学校給食の充実
- ・ 食物アレルギーへの対応

④時代の変化に対応した質の高い教育環境の整備

○教育ビジョンに示された施策

- ・ 情報機器や情報ネットワーク等、学校のICT環境の充実
- ・ 学校図書館の学習・情報センター機能の拡充とネットワークの活用
- ・ 教育課程の展開に寄与する学校図書館支援センターの充実

⑤教育機会均等の確保

○教育ビジョンに示された施策

- ・要保護・準要保護児童生徒援助費の支給
- ・奨学資金の貸付

2 人生 100 年時代に向け、誰もがかがやける学びを支援します

【生涯学習】

(1) 一人ひとりの学びを支える生涯学習の充実

市民一人ひとりの生涯にわたる主体的な学習活動を支援します。人生 100 年時代に向け、すべての人の学習意欲に応えられるよう、多様な学習機会の提供や、環境の整備を行います。また、多くの市民が学びの成果を地域で活かし、地域の課題に取り組み、人と人がつながり、支えあう活動を支援します。

①市民への学習機会の提供と情報の発信

○教育ビジョンに示された施策

- ・公民館、図書館、博物館の講座等の充実
- ・生涯学習情報の収集とホームページ、SNS等様々なメディアを活用した情報の発信
- ・学習相談の充実
- ・市民の学習活動への支援

②市民に親しまれる図書館活動の充実

○教育ビジョンに示された施策

- ・市民の多様な学習意欲に応える図書館サービスの充実
- ・市民の課題解決を支援する資料提供や講座等の充実

(2) 家庭と地域の教育力の向上

保護者が抱える子育ての不安や悩みに対応し、相談の場づくりや情報提供を充実させるとともに、子育てや家庭教育に関する学習の機会を提供します。また、地域全体で心豊かな青少年育成に取り組みます。

①家庭の教育力向上のための支援

○教育ビジョンに示された施策

- ・家庭教育学級の充実
- ・家庭教育推進協議会の充実・活性化
- ・子育て情報の資料の活用

②子ども読書活動の推進

○教育ビジョンに示された施策

- ・保育所・幼稚園・小中学校等との連携による取組の充実
- ・ブックスタート事業やおはなし会の充実
- ・発達年齢に応じたおすすめ図書リスト等の発行

③地域の教育力の向上

○教育ビジョンに示された施策

- ・公民館における青少年教育推進事業の充実
- ・青少年健全育成団体の活動への支援
- ・地区住民会議における情報交換の充実
- ・地域の人材による学習活動の推進

(3) つながり、支えあう社会教育の充実

人と人とのつながりが希薄となる中、社会教育を基盤とした人づくり、つながりづくりが一層重要であると言われています。

そのため、自分が暮らす地域の課題や生活上の課題を学習テーマとした講座を開催し、受講者自身の活動へつながるよう支援を行います。そして、受講者の学習意欲の向上と生きがいや充実感を促進します。

また、市内連携の一層の推進と社会教育関係団体や社会教育推進員等のボランティア団体との連携により公民館活動を充実させ、住民主体の社会教育活動を推進します。

①誰もが主体的に学ぶことができる社会教育活動の推進

○教育ビジョンに示された施策

- ・地域課題等を学ぶ公民館講座の実施
- ・住民が主体となった活動への支援
- ・人と人をつなぐ公民館活動の充実

②社会教育関係団体の活動への支援

○教育ビジョンに示された施策

- ・社会教育関係団体等の活動への助言
- ・社会教育関係団体連絡協議会への支援

③学びを支える地域人材の育成と活動の促進

○教育ビジョンに示された施策

- ・社会教育推進員への活動支援
- ・生涯学習ボランティア養成講座の実施
- ・学びを支える人材の確保と育成

④社会教育施設的环境整備

○教育ビジョンに示された施策

- ・施設の適正な維持管理
- ・施設の定期的な安全点検の実施と改善
- ・施設予約システムの運用

3 ライフスタイルに応じたスポーツ・レクリエーション環境の充実を推進します【スポーツ】

(1) 市民誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツ・レクリエーションに親しめる環境の整備

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵（かん）養等のために個人や集団で行われる身体活動であり、市民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものになっています。

市民誰もが、それぞれのライフスタイルに応じて、スポーツ・レクリエーションに親しみ、心身ともに健やかな生活が送れるよう、地域における活動を推進し、気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加できる環境整備を図ります。

スポーツ・レクリエーションの環境の整備に当たっては、スポーツ・レクリエーションを「する」「みる」「ささえる」の3つの視点で推進します。

①スポーツ・レクリエーション関係団体等との協働

（「する」「みる」「ささえる」）

○教育ビジョンに示された施策

- ・総合型地域スポーツクラブ活性化事業の充実
- ・市民誰もが参加できるスポーツ・レクリエーションの機会の提供
（ウォーキングフェスタ、交流大会 等）
- ・各種スポーツ・レクリエーション関係団体との連携
- ・スポーツ推進委員・生涯スポーツ公認指導員等の養成

- ・スポーツボランティアの育成

②市民の健康づくり・生きがいづくり

○教育ビジョンに示された施策

- ・スポーツを通じた健康づくり・生きがいづくり促進
- ・年齢や障がいの有無に関わらず参加できるスポーツ・レクリエーションの機会の提供
- ・関係機関・団体との連携・協賛

(2) スポーツ・レクリエーション施設の環境整備

スポーツ・レクリエーション活動の拠点となる市内のスポーツ・レクリエーション施設を利用者が安全に安心して利用できるよう、指定管理者と連携して、適切な維持管理を実施します。

施設の整備等については、必要な改修や修繕を計画的に行い、安全・安心なスポーツ・レクリエーション環境の整備に努め、老朽化の著しい施設の改修については、将来を見据えた方針を検討します。

また、指定管理者と連携して施設の利用促進を図り、施設の効率的な運営に努めます。

①スポーツ・レクリエーション施設の適切な維持管理と改修・整備の実施

○教育ビジョンに示された施策

- ・指定管理者と連携した施設の適切な維持管理
- ・指定管理者と連携した計画的な改修・整備の実施
- ・老朽化した施設の将来計画の検討

②スポーツ・レクリエーション施設の利用促進

○教育ビジョンに示された施策

- ・指定管理者、各種スポーツ・レクリエーション関係団体との連携による利用促進
- ・学校体育施設開放事業の推進

(3) スポーツツーリズムの推進

市内の社会体育施設を活用し、大会や合宿の開催を誘致することで、「みる」スポーツの機会を市民に提供するとともに、スポーツを通じた交流人口の増加を図り、地域の活性化につなげていきます。

①各種公式戦やスポーツ大会・イベント等の誘致の推進

○教育ビジョンに示された施策

- ・各実施団体との協賛・支援

②市内の社会体育施設を活用したスポーツ合宿の誘致等の推進

○教育ビジョンに示された施策

- ・各種団体や指定管理者との連携によるPR活動や環境整備

4 文化財に親しみ、文化芸術を楽しむ場を創造します

【文化財・文化芸術】

(1) 郷土の歴史と文化を学び、伝える活動の推進

社会が急速に変化する中で、市民が「心のよりどころ」を持ち、郷土の歴史と文化について理解を深めることは、本市の未来を創る上で重要なことです。

そのため、国史跡山野貝塚をはじめとした市内の文化財を保護し、研究を進め、活用を促進する活動を市民との協働により行います。

また、郷土博物館は、蓄積した地域資料と情報・人材を活用し、地域交流・世代間交流の拠点を目指すとともに、後世に伝える活動を推進します。

①国史跡山野貝塚の保存・研究・活用

○教育ビジョンに示された施策

- ・山野貝塚の保存活用事業の実施
- ・山野貝塚の内容確認調査・整備に伴う調査の実施
- ・山野貝塚の整備基本計画の策定と整備の実施
- ・山野貝塚ボランティアの募集・講座の開催

②文化財の保存・活用

○教育ビジョンに示された施策

- ・市指定文化財の指定及び保存管理への支援
- ・地域の文化財の公開や活用の促進
- ・未指定文化財の調査・研究

③無形民俗文化財の保護と継承

○教育ビジョンに示された施策

- ・無形民俗文化財等の周知
- ・無形民俗文化財の活動及び継承への支援
- ・上総掘り技術伝承団体に対する支援

④市民とともに歩む博物館活動の充実

○教育ビジョンに示された施策

- ・地域資料と情報の収集・保存・管理・活用
- ・ボランティア等の育成と博物館活動を通じた生きがいの醸成
- ・博物館の資料と人材を活用した地域交流・世代間交流の促進
- ・誰にでもやさしい博物館活動の実践
- ・「袖ヶ浦市史研究」の刊行と地元研究者の育成

(2) 地域に根差した文化芸術活動の推進

多くの市民が、気軽に優れた文化・芸術に親しみ新たに参加することができる機会を提供するとともに、多種多様なジャンルの創造活動を行う市民への支援や、活動の成果を発表する機会を提供します。

また、新たに文化芸術活動を行う市民へきっかけづくりとして、すでに文化・芸術活動を行う市民とともに、体験教室を開催します。

さらに、優れた文化芸術活動を行う団体を支援し、鑑賞の機会の充実を図ります。

①文化・芸術振興のための市民活動の支援

○教育ビジョンに示された施策

- ・市民の文化・芸術活動や文化芸術団体の事業の支援
- ・文化芸術活動を行う市民・サークル・団体等への発表の機会の提供

②文化・芸術鑑賞機会の充実

○教育ビジョンに示された施策

- ・市民が身近で鑑賞できる展覧会等の開催
- ・あらゆる世代を対象とした鑑賞機会の提供

第４２期（令和５年度）市民三学大学講座実施要項

1 主旨

生涯学習によるまちづくり推進のために、教育委員会としては、市民一人ひとりの生涯を通じた学習支援を通じて、お互いの学びを社会に還元していく「知の循環型」社会づくりを目指している。

現代においては、少子高齢化・都市化が進んでいる一方で、最新の情報を即座に手に入れることのできるネット社会は、それらを上回る劇的な早さで発展を続けており、人々の生活の多くの場面がインターネット上でのやりとりで完結する時代となっている。それに伴い、実際に体験する・生で本物と出会う“機会”が得難い世の中になった。

その一方で、多くの人々はその“機会”があることを質の高い生涯学習と捉え、学びを続けていきたいという高い要求を持ち続けている現状がある。

様々な領域で活躍している第一人者、著名人から直に学ぶ経験は、市民が求めている新たな時代に対応するための知識や自らを高めるための学習につながり、人間性豊かな市民の育成に結び付いている。

2 学習領域及び内容

- ・市民の幅広いニーズ等に応じ、多くの市民が参加できるよう、様々な領域・多岐に渡る下記のような内容で実施する。

- (1) 生涯学習の本質に沿っているもの
- (2) 社会情勢を踏まえた、市民のニーズに基づくもの
- (3) 社会情勢を踏まえたタイムリーな内容のもの
- (4) 社会教育機関等での学びにつながっていくもの

3 対象

- ・市内在住・在勤・在学者等で、学ぶ意志のある者

4 会場

- ・袖ヶ浦市民会館大ホール

5 講座回数及び講演時間

- ・年間２回実施
- ・１講演あたり１時間３０分を基本とする。

6 各機関との連携

- (1) 第１回は青少年健全育成推進大会の記念講演とする。
- (2) 第２回は生涯学習推進大会の記念講演とする。
- (3) 各回において、社会教育事業等の情報提供の場を設ける。

7 講師について

- ・別添参照

第42期(令和5年度)市民三学大学講座					
回	日 時	ジャンル	講演内容	講師	年齢 肩書き
1 教育	7/1(土) 14:30～16:00 ☆市民会館大ホール	【対象】 ●青少年団体等の関係者(保護者、学校関係者、PTA) 【講師選定のポイント】 ◎指導者向けの話ができる方 ◎青少年関係の諸問題とその解決方法に言及できる方			
	※青少年健全育成 推進大会記念講演	音楽/ 子育て	自分らしく生きていいんだよ ～4人の子を育てた「主夫」として～	木山 裕策	54 シンガー
2 生涯学習	2/10(土) 14:30～16:00 ☆市民会館大ホール	【対象】 ●生涯学習団体等の関係者(社会教育関係団体所屬者、学校関係者、PTA) 【講師選定のポイント】 ◎生涯を学び続けることの価値について話せる方 ◎自ら人生を楽しんでいる方			
	※生涯学習推進大会記 念講演	防災	気象に学ぶ ～風災害と防災情報～	木原 実	62 気象予報士/防災士

第284回

第42期第1回 市民三学大学講座

(青少年健全育成推進大会記念講演)

7月1日(土)

14時30分～16時00分

今年度の第1回は、木山裕策さんを講師にお迎えします。

これまでの歩みを振り返り、夢・子育て・音楽について語っていただきます。

後半はミニライブ開催！素敵な歌声をぜひお聞きください！



講師 **木山 裕策 氏(シンガー)**

自分らしく生きていいんだよ

～4人の子を育てた「主夫」として～

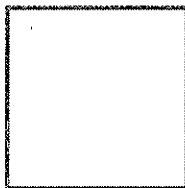
■場所

袖ヶ浦市民会館 大ホール

■申込み

- ・会 場…不要
- ・オンライン…7月12日(水)までに
下記のいずれかの方法で申し込み
ください。

1. 申込フォーム
(二次元コード参照)



2. 生涯学習課へ電話又はFAX

青少年健全育成推進大会スケジュール

- | | |
|-------|-------------------------|
| 13:00 | 開会
袖ヶ浦市青少年育成者感謝状贈呈 他 |
| 14:15 | 市民三学大学講座受付 |
| 14:30 | 記念講演(第1回市民三学大学講座) |
| 16:00 | 閉会 |

講師プロフィール

2005年に甲状腺ガンの手術を行った際、医師から「手術後に声が出なくなる危険があること」を告げられ、長年の夢だった歌手への挑戦を決意。

2007年、日本テレビ系オーディション番組『歌スタ!!』に出演し、音楽プロデューサー多胡邦夫と出会う。

一度は不合格になったものの、「子どもたちに最後まであきらめない姿を見せたい」と異例の再挑戦を経て、2008年2月6日に家族をテーマにした楽曲「home」でメジャーデビュー。

同年『第59回NHK紅白歌合戦』に初出場を果たす。

現在は歌手活動と講演活動を中心とした生活を送っている。

2023年4月 Mr.シャチホコとのコラボアルバム「木山と木山～夢のディナーショー～」リリース。

市民三学大学講座のオンライン配信(録画配信)

市民三学大学講座をオンライン(YouTube)で配信します。

・配信期間 7月19日(水)～7月25日(火)

- ・手話通訳あり
- ・保育あり(申し込みは6月23日(金)までに電話にて生涯学習課へ申し込みください。)

(問い合わせ・申し込み)

袖ヶ浦市教育委員会 生涯学習課

TEL: 0438-62-3743 FAX: 0438-63-9680

令和５年度袖ヶ浦市青少年健全育成推進大会実施要項

１．趣旨

次代の担い手である青少年の健全育成が、真にその成果を発揮するためには、地域における住民の日常的な育成活動が活発に行われることが必要である。このため、青少年関係機関、団体等の関係者をはじめ一般市民の参加を求めて、青少年健全育成推進大会を開催し、市民各層の青少年育成運動に対する理解と自覚と積極的参加を促進しようとするものである。

２．主催 青少年育成袖ヶ浦市民会議／青少年健全育成推進大会実行委員会

３．主管 袖ヶ浦市教育委員会

４．日時 令和５年７月１日（土）１３時から

５．会場 市民会館大ホール

６．参加対象

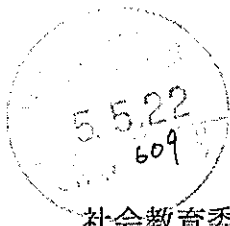
（１）関係委員、団体

社会教育委員、自治連絡協議会、子ども会育成会連絡協議会、君津地区保護司会袖ヶ浦支部、スポーツ推進委員協議会、ガールスカウト千葉県第８７団育成会、小中学校長会、サッカー協会、レクリエーション協会、公民館運営審議会、青少年相談員連絡協議会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、ボーイスカウト袖ヶ浦第１団育成会、ＰＴＡ連絡協議会、少年野球連盟、更生保護女性会、防犯指導員協議会、社会教育推進員、少年補導員、坂戸の森みどりの会、ながうら青空の会、根っ子の会、中富ふれあいの会、名幸ヶ丘の会、その他の社会教育関係団体

（２）その他、本大会の趣旨に賛同する市民

7. 大会次第

受付	12:30～13:00
(1) 開会式	13:00～13:35
①開式の言葉	
②主催者挨拶	
③袖ヶ浦市青少年育成者感謝状贈呈	
④来賓祝辞	
⑤閉式の言葉	
(2) 市民会議会員募集	13:35～13:40
(3) 大会宣言 ー袖ヶ浦市子育ての提言ー	13:40～13:50
(4) 実践発表	13:50～14:15
＜ 倉持 よつば 氏 ＞	
(5) 休憩・市民三学大学講座入場	14:15～14:30
(6) 記念講演（第1回市民三学大学講座）	14:30～16:00
演題	自分らしく生きていいんだよ ～4人の子を育てた「主夫」として～
講師	木山 裕策 氏 ※シンガー
(7) 大会閉会の言葉	16:00



社会教育委員長 様

青 育 市 第 1 2 号

令和5年5月18日

青少年育成袖ヶ浦市民会議

会長 田中 雪夫



青少年健全育成推進大会実行委員会

実行委員長 畠山 真



令和5年度袖ヶ浦市青少年健全育成推進大会開催に伴う参加について(依頼)

初夏の候、貴台におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本大会は、多くの青少年育成関係団体の協力を得て、地域で行う青少年育成活動への理解を深めるための啓発事業として、下記のとおり実施いたします。

つきましては、ご多用のところ誠に恐縮に存じますが、貴団体からご参加をいただきたくお願い申し上げます。

記

1. 日 時 令和5年7月1日(土) 13時から

(受付は12時30分から)

2. 会 場 袖ヶ浦市民会館 大ホール

3. 内 容 別紙実施要項のとおり

4. 参加依頼人数 13名程度

※恐縮ですが、下記まで別添名簿の提出をお願いします。

また、提出にあたり鑑文は不要です。

5. 提出期限 令和5年6月16日(金)

6. 提出・連絡先 袖ヶ浦市教育委員会生涯学習課

社会教育班 担当 川俣

住所 〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1-1

電話 62-3743(社会教育班直通) FAX 63-9680

Email sode30@city.sodegaura.chiba.jp

7. その他 団体紹介ポスターの掲示希望等がある場合は、
生涯学習課 川俣 までご相談ください。

報告・連絡（５） 委員の推薦について

5.3.22

3392

社会教育委員
委員長 田中 雪夫 様

青 育 市 第 4 7 号
令和 5 年 3 月 2 2 日

青少年育成袖ヶ浦市民会議
会 長 田 中 雪 夫



令和 5 年度青少年健全育成推進大会実行委員の推薦について (依頼)

早春の候、貴職におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
また、日頃より、青少年の健全育成にご協力を賜り深く感謝申し上げます。
さて、令和 5 年 7 月 1 日（土）青少年健全育成推進大会の開催にあたり、貴
団体から実行委員を下記のとおりご選出くださるようお願いいたします。
第 1 回実行委員会議については、令和 5 年 4 月 2 1 日（金）に開催を予定し
ております。ご推薦いただいた実行委員には、第 1 回実行委員会議の開催通知
を後日送付いたしますので、ご承知おきください。

記

- 1 推薦人数 1 名
- 2 提出書類 令和 5 年度青少年健全育成推進大会実行委員推薦書
- 3 提出期限 令和 5 年 4 月 7 日（金）
- 4 提出先及び 袖ヶ浦市教育委員会 生涯学習課
問合せ先 電 話 0 4 3 8 - 6 2 - 3 7 4 3（直通）
FAX 0 4 3 8 - 6 3 - 9 6 8 0
Email sode30@city.sodegaura.chiba.jp
- 5 添付文書
 - ①「令和 5 年度 青少年健全育成推進大会 実行委員推薦書」（1 部）
 - ②参考資料「実行委員の推薦について」（1 部）
 - ③市民会議パンフレット（1 部）

第 1 回実行委員会議の日程について

- 日時 令和 5 年 4 月 2 1 日（金） 午後 7 時から
○場所 市役所旧館 3 階大会議室

令和5年度 青少年健全育成推進大会

実行委員推薦書

団 体 名 社会教育委員

代表者氏名 委員長 田中 雪夫

ふりがな 氏 名	住 所	電話番号
はたけやま しんいち 畠山 真一	〒299-0245 袖ヶ浦市蔵波台5丁目 5番地9	62-1504 090-3409-7440

提出先

袖ヶ浦市教育委員会生涯学習課 御中

FAX 0438-63-9680

Email sode30@city.sodegaura.chiba.jp

提出〆切 令和5年4月7日（金）

3.22

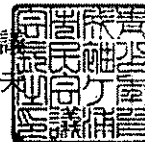
2024

青 育 市 第 4 6 号

令和 5 年 3 月 2 2 日

社会教育委員
委員長 田中 雪夫 様

青少年育成袖ヶ浦市民会議
会 長 田 中 雪 夫



令和 5 年度青少年育成袖ヶ浦市民会議の理事について（依頼）
早春の候、貴職におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より、青少年の健全育成にご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、貴団体に加入していただいている青少年育成袖ヶ浦市民会議については、「青少年育成袖ヶ浦市民会議規約」第 8 条第 2 項により、各関係団体から推薦された方に理事を務めていただくこととなっております。

現理事の任期は令和 4 年度・令和 5 年度ですが、所属団体内での役職替え等により、理事を継続できない場合、後任の方の推薦をお願いします。

なお、継続して理事を務めていただける場合においても、別紙報告書を提出くださるようお願いいたします。

記

1. 提出書類 令和 5 年度理事継続報告書及び後任推薦書 1 枚
2. 提出期限 令和 5 年 5 月 1 0 日（水）
※提出期限を過ぎる場合は、担当までご一報ください。
3. 提出先及び
問合せ先 袖ヶ浦市教育委員会生涯学習課 宮澤
〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場 1-1 TEL0438-62-3743
Email sode30@city.sodegaura.chiba.jp
4. 理事会日程 青少年育成袖ヶ浦市民会議第 1 回理事会については、下記の日程で開催を予定しております。推薦いただいた理事へは別途通知いたしますが、予めご承知おきください。

日時：令和 5 年 5 月 2 9 日（月）午後 3 時から 会場：袖ヶ浦市役所北庁舎 2 F 会議室
--

令和5年度青少年育成袖ヶ浦市民会議

理事継続報告書及び後任推薦書

所属団体 社会教育委員

令和4年度理事氏名 田中 雪夫

令和5年度の青少年育成袖ヶ浦市民会議理事について

継続します ・ 次の者が後任を務めます

ふりがな 氏 名	住 所	電話番号
	〒	

提出先

袖ヶ浦市教育委員会生涯学習課 社会教育班・宮澤 様

FAX 0438-63-9680

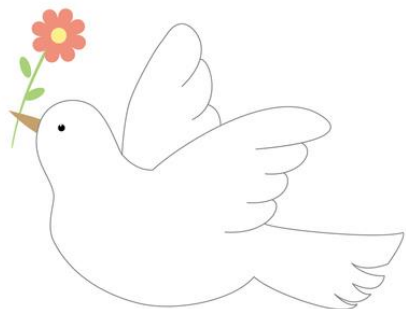
Email sode30@city.sodegaura.chiba.jp

送付〆切 令和5年5月10日(水)

第26回

ミュージアムフェスティバル

博物館の楽しい体験がいっぱい！



まが玉づくり
たたきぞめ
ミニ凧づくり
はたおり体験等

入場料無料
模擬店あり



おもなプログラム

6月10日(土)

こどもおじさんの積み木ショー！ 11:30～12:00
13:00～13:30

ジャグリングショー 木更津高校ジャグリング部

14:00～14:30

ジャグリング後藤さんと遊ぼう！ 10:00～15:00

6月11日(日)

ミュージアムコンサート 袖ヶ浦高校吹奏楽部
10:45～11:15

すくすくコンサート 13:30～14:30

日時

6月10日(土)

AM10:00～15:00

6月11日(日)

場所

袖ヶ浦市郷土博物館（袖ヶ浦公園内）

荒天
中止

主催：ミュージアムフェスティバル実行委員会
袖ヶ浦市郷土博物館

お問い合わせ：0438-63-0811 (AM8:30～PM17:15)



HPはこちら

第26回ミュージアム・フェスティバル日程表

開催日	催 し 物	時 間	場所(カッコ内は雨天時)	参 加 費
6月10日 (土)	オープニングセレモニー	10:00~10:10	正面広場 (エントランスホール)	無料
	「こどもおじさんのびっくり積み木ショー！」 byゆかいなさかな	11:30-12:00 13:00-13:30	映像展示室	無料
	企画展Ⅰ 「井出先生の写真館」 ○展示解説会	11:00~12:00	直接会場にお越しください	無 料
	木更津高校ジャグリング	14:00-14:30	正面広場	無 料
	ジャグリング後藤さんと遊ぼう！	10:00-15:00	万葉植物園 (館内)	無 料
6月10日(土) ～ 6月11日 (日)	古代人の技術に挑戦 -勾玉づくり	10:15-15:00 【当日申込】	体験学習室前屋外	有料
	古代人の技術に挑戦 -貝輪づくり-	10:15-15:00 【随時受付】	正面広場	無料
	山野貝塚史跡ガイドツアー	10:30~12:30 【所要時間2時間】 先着15名	正面広場貝輪づくり体験コー ナーにて受付(雨天中止)	無料
	古代人の技術に挑戦 -火起こし体験-	10:15-12:15 13:15-15:00 【随時受付】	コロネード(荒天中止)	無料
	-機織り体験- コースターづくり	10:15-15:00 【当日申込】	研修室	無料
	たたき染め	10:15-15:00 【当日申込】	体験学習室	100円
	ミニ袖風作り	10:15-15:00 【随時受付】	正面広場 (アクアラインなるほど館)	300円
	模擬店(あてくじ等)	10:15-15:00	正面広場	有 料
	上総掘り体験	10:15-15:00	水のふるさと (雨天時は館内パネル展示)	無 料
	万葉植物園クイズラリー	11:00~11:30	万葉植物園(雨天中止)	無 料
	博物館クイズ！	12:20~13:00	常設展示室内	無 料
	まさるさんのシャボン玉ショー	11:00~13:00	正面広場・万葉植物園 (雨天中止)	無 料
	博物館で学ぼう- 友の会コーナー (作品展示・研究発表展示)	10:00~15:00	研修室・エントランスホール	無 料
	盆栽展	10:00~15:00	旧進藤家住宅	無 料
	企画展Ⅰ 「井出先生の写真館」	9:00~17:00	特別展示室	無 料
6月11日 (日)	ミュージアムコンサート (袖ヶ浦高校吹奏楽部)	10:45~11:15	正面広場(館内)	無料
	ミュージアムコンサート (すくすくコンサート)	13:30~14:30	映像展示室	無料

袖ヶ浦市郷土博物館 Tel 0438-63-0811
Fax 0438-63-3693
Email sode65@city.sodegaura.chiba.jp

令和5年度企画展 I

井出先生の写真館

キミ、シニタマフコトナカレ

4月29日(土)～7月9日(日)

開館時間 9:00～17:00 ※入館は16:30まで

休館日 毎週月曜日・祝日の翌日

※月曜日が祝日の場合は
開館し、翌日休館



展示解説会

5月6日(土)

6月10日(土)

7月1日(土)

各回11:00～

申込不要

明治43年に開業した袖ヶ浦市横田の井出医院。

カメラが趣味だった初代と2代目の院長は、戦時中、出征する青年たちの記念写真を撮り続けました。
2人の先生が残した写真に刻まれた、いのちの物語をご覧ください。

袖ヶ浦市郷土博物館

入場無料

〒299-0255 千葉県袖ヶ浦市新田1133 (袖ヶ浦公園内)

TEL 0438-63-0811 FAX 0438-63-3693 E-Mail: sode65@city.sodegaura.chiba.jp

時は昭和。戦時中の君津郡中川村。

次々と戦地に送り出される若者たちと、見送る家族。彼らを撮影する先生。それぞれが、どんな思っていたのだろう。どんな想いを残したのだろう。

I 井出医院と歴代院長



初代院長・井出伊朝美

明治43年の開業から、村のお医者さんとして、地域の医療を支え続けた井出医院。長野県出身の伊朝美先生を初代に、2代目・全先生、現院長の3代目・哲先生へと引き継がれています。

残された写真等から、井出医院の院長たちの足跡をたどります。



II 戦地へ向かう若者たち、送る村人たち

息子であり、夫であり、父であった青年たちは1枚の召集令状により、戦地へと駆り出されていきました。

2人の井出先生は、出征する青年たちの記念写真を撮り続け、その数は、200人以上にのぼりました。

送られる人送る人、それぞれの交錯する思いが、写真を通して伝わります。



III 葬送の風景

出棺から野辺送り、埋葬までの記録写真。そこにも先生の、命を見つめるまなざしがありました。



IV 戦地から帰ったもの

博物館には、軍服など兵士が使っていたものが、たくさん寄贈されています。それらは運よく生きて帰れた人の持ち物もあれば、帰れなかった持ち主の遺品として届けられたものもあります。

V 車夫の青年のこと

井出医院で、往診の人力車を引く車夫として働いていた青年・勝間金象さん。車をひいたポーズの写真と軍服姿の写真、出征前の記念写真が残っています。

懸命に働いていた金象さんでしたが、戦地へ赴いたのち、生きて家族のもとへ帰ることはありませんでした。井出家には、今でも車夫の半纏と提灯が保管されています。



— 関連イベント —

「こんな本読んでたんだね、戦時中の子どもたち」

『少年倶楽部』など、普段は見ることのできない戦時中の雑誌を手にとって読んでみましょう。

日時 5月5日(金) 午前10時から12時
午後1時から3時

場所 郷土博物館 研修室
(申込不要、時間内は自由に入退室できます。)

「一路、ノムハンの戦場へ」の裏書がある写真



アクセス

電車・バス
JR内房線 袖ヶ浦駅から日東バス②乗場
平川行政センター・のぞみ野
バスターミナル行「袖ヶ浦公園」下車
※土・日・祝日は東京ドイツ村行

自家用車
東関東自動車道館山線 姉崎袖ヶ浦ICから約20分
アクアライン連絡道 袖ヶ浦ICから約15分

議題(2) 地域のまちづくり施策推進に併せた公民館施設の活用方針について

No.	質疑	応答
1	コミュニティセンターとすることは決定しているのか。それとも、意見を聞いてから検討するのか。	コミュニティセンターとすることが決定しているかどうかという点についてですが、先ほど説明したとおり、令和6年4月の移管に向けて手続きを進めているところであり、基本的には公民館はコミュニティセンター化する方針であることをご理解いただきたいと思います。公民館条例を残したままでの移管について、市長部局と協議を進めているところです。なお、現在行っている社会教育事業は継続して実施していく予定です。
2	市の方針としては公民館を市長部局に移管したいとのことだが、最終的には議会の承認が必要かと思うが、その時期はいつになるか。	市議会にて(仮称)コミュニティセンター設置条例等の関連法案を議決いただく必要があり、令和5年9月議会への上程を予定しております。
3	市長部局へ公民館を移管することについては、市議会は関係なく、市長の方で決定するのか。	関連条例の制定が必要となるため、9月議会での関連法令の制定をもって移管が決定することをご理解いただきたい。
4	9月議会とは来年度か。それとも今年度の9月で決まってしまったということか。	令和5年9月議会です。
5	少し的外れな話になるかもしれないが、いま学校教育の中でクラブ活動を民間に移管したほうが良いのではないかと議論がある。コミュニティセンターの役割として、私はそのようなものも含めた方が良いでしょう。もっと広くコミュニティセンターの中身をもっと細かく考えていかなければいけないのではないかと。私も協働のまちづくり条例の策定の推進者として、ただ移管するのではなく、コミュニティセンターの中身の検討が必要ではないかと思う。	様々なご意見があると思うが、コミュニティセンターの中身を精査していかなければならないというところが、今回大事なご意見かと思っています。持ち帰って検討いたします。 →現在、組織案など現在調整中
6	資料2ページにある公民館の目的についてですが、公民館は社会教育施設であり、その目的は教育であってまちづくりではないですね。ここの所をはっきりさせないといけない。社会教育的なまちづくりをやってきたからと書いてあるが、公民館の目的はまちづくりではない。	確かに公民館は社会教育施設であります。ただ、資料9ページにも書かせていただきましたが、国の中央教育審議会において、公民館は地域の学習拠点であるほか、さらに地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割と、地域の避難所にもなっております。このため、現状の公民館には様々な役割が複合的に存在する施設であることをご理解いただければと思います。
7	資料3ページにある公民館の課題では、公民館の活用が横ばいとなっているとあるが、新型コロナもあるし退職年齢も上がっているため、これが増えているところはどこにもない。これをどうしたらいいのか考えるのが我々の大きな課題なのだが、これを教育委員会がそう評価するのはあまりにも穿った考えではないかと思う。資料4ページのサークルの件も同じである。これをどう増やすかが、我々社会教育委員の課題だと思う。	→移管資料と社会教育事業全般に関することへのご意見。
8	市民協働によるまちづくりについてだが、長浦にまちづくり協議会が出来たが、それが具体的に何をやっているのか。地区住民会議や自治会が子どもの見守りなどをやっているが、それがまちづくり協議会が出来たからといって何が変わるのか。私もそれに入っているが、名前に踊らされて実際に何をやっているかわからないうちに、それを良いものだと感じてしまうのではないかと。市長部局に移管されてまちづくり協議会を作ったとして、それがどうなるのか。私にはそれがどれだけのメリットがあるのかわからない。むしろ、高齢者の活動を支援することのほうが大事だと思っている。	→まちづくり協議会等へのご意見。
9	資料6ページの施設のあり方について、公民館ってそんなに活用できない施設だったのか。より有効に活用って言うけど、協働のまちづくり協議会をやると、より活発になるのか。今まで自治会館でやったものを公民館でやって終わりじゃないですか。そのことによって、逆にサークルが公民館を使えなくなるのではないかと。	→移管資料等へのご意見。
10	引き続き社会教育が推進できる施設とあるが、これは表の一番上にしてほしい。または、まちづくりと社会教育を対等にしてほしい。なんか資料を見ていると、まちづくりが主となって、社会教育が従になっており、これでは大きな失敗をしてしまうのではないかと思います。基本的には反対である。	→移管資料及び移管へのご意見。
11	執行体制がどうなるのか。現状では、サークル活動の中身についても目が届いていると思う。公民館まつりなどの発表の場もあるし、公民館の目的に沿った活動をしていますよというお墨付きがあるというのか。それが指定管理者となったときに、施設がまとまりのない自由な使い方をされると、公民館に集うサークルのタガが外れてしまうのではないかと気がして、それが怖い。 コミュニティセンターの使用基準がどうなるかわからないが、貸館のようになると、その規約もなかったりして、空いてればいいんですよみたいなことになってしまうと怖いと思う。 公民館に館長さんがいて、職員さんがいるなかで施設を使用しているのが崩れてしまうのではないかと。市長部局の方がどのように公民館に関わるのかわからないが、職員がただいるのではなく、サークルの活動内容にまで目が行き届く関わり方をしていただけるのが心配である。	現状では指定管理者制度の導入については全く考えておりません。引き続き、市職員とお客様が窓口でお話させていただき、今まで通り施設をご利用していただきたいと考えております。
12	協働のまちづくりを公民館で活用していくのか検討を進める中で、公民館の独立性がきちんと担保されるものであるならば、協働のまちづくり計画に寄って行ってもいいのではないかという気はしている。	→社会教育委員会議や公民館運営審議会、教育委員会により引き続き関与していく予定。現在、組織案を調整中。

13	市長部局に移管されると、社会教育に対して教育委員会は全くのノータッチとなるのか。今までどおり教育委員会が社会教育に携わり、そこに市長部局が入ってきてまちづくり業務もやっていくという形だろうと思うが、話を聞いていると、市長部局に全部行ってしまって、社会教育の分野についても市長部局が中心になって動いていくような感じがしてしまう。	移管により、公民館施設は教育委員会から市長部局に移ることになりますが、ご存じかと思いますが、社会教育法により社会教育事業については教育委員会が所管する業務となっております。施設が移管しても社会教育業務は教育委員会が関与していく形になります。どう関わっていくのかについては、資料8ページにも記載しましたが、社会教育委員に関する条例等は、公民館の移管後もそのまま残すこととしており、また、生涯学習課としては社会教育委員に関する業務についても教育委員会に残すことで検討しているため、公民館の移管後においても、社会教育委員会議または教育委員会議などで引き続き関与していくことを考えています。
14	小泉委員がおっしゃることを考えていたが、市長部局に移管されると、他から何かが入りやすくなるのか。要するに、これまでのように教育委員会が主体となっている時は学校や子どもを中心に事業をやっていたが、これを市長部局にすると教育委員会はもう公民館事業に入れられないのか。資料には、移管しても現状どおりになると書いてあるが、移管後の事業の関わりについて資料のどこにも教育委員会が入っていないのが気になる。かっこ書きでも良いので、教育委員会を入れてほしい。	→現在、組織案を調整中。
15	市長が要請しているのは、まちづくりに公民館を活用したいということだと思うが、まちづくりはひとづくりである。ひとをつくって、そのひと達がまちを作り上げていく。ひとづくりは社会教育委員の役割である。その先にまちづくりがあるため、基本的には社会教育がまちづくりのベースにあると思う。教育委員会が主体となって社会教育をやっていくこととし、それに加えてまちづくりもやるという内容にすれば、基本的には公民館は何も変わっていないということがわかる形になれば、非常にわかりやすい資料になるのかなと思った。結果、目指しているところは賛成です。	→移管資料と社会教育等へのご意見。
16	文化協会やスポーツ協会、青少年相談員などの社会教育関係団体は今まで生涯学習課が所管しており、総会等にも生涯学習課の職員が指導助言を行ってきたが、まちづくりのほうに移ると、この体制はどうなるのか。	公民館の移管を進めるなかで、生涯学習課社会教育班の業務も見直しを図っています。社会教育関係団体の育成は社会教育班の所管業務となっておりますが、教育委員会と繋がり強い団体もあることから、社会教育関係団体の業務については市長部局には移管せず、教育委員会に残すことで検討を進めています。
17	公民館の職員は市長部局の職員ということになるのか。そうすると、公民館で実施している各種講座は、市長部局のなかで作っていくのか。青少年相談員などは教育委員会に残るなど、団体などによって教育委員会に残るものと残らないものに分かれることになるのか。	説明が難しいところですが、市長部局に移管された公民館の職員は、市長部局の職員となります。その中で、公民館条例を残した場合、公民館の職員は市長部局と教育委員会の併任辞令となる可能性があります。現状で例えると、平川行政センターと平川公民館の職員のように相互の業務を併任して実施するような形になりますが、まだそのあたりは検討中です。
18	既存の公民館業務に加えて市長部局の業務も行うとのことだが、移管後も公民館の職員数は同じなのか。普通だったら、職員数は増えないと運営ができないと思うが、今の話だと1人の職員が両方の業務を行うということになる。	職員の配置については現在も検討中ですが、公民館の職員数は現状の人数を維持する形で話を進めています。業務が増えれば当然職員数も増えるのではないかと考えていますが、それも含めて協議を進めております。職員数が増えるのか減るのかも含めて検討中であります。
19	聞き間違えかもしれないが、公民館の職員数が減ることはしないと言いましたよね。減るってこともあるのか。	→現在、組織案を調整中。 現状の配置人数が最低ラインと考えています。
20	現状どおりの人数ということは、職員数は増えないということか。	→現在、組織案を調整中。 業務量の調整が必要となります。まだ未確定な部分が多いため、断言はできない状況です。
21	社会教育委員に何を求めたいのか見えていない部分がある。公民館条例は残しつつコミュニティセンター設置条例を策定するが、公民館としては何も変わらないという説明があった。今後意見調整を図るとのスケジュールになっているので、公民館が市に移管された場合、何がかわるのかという部分を見せてもらえると、委員の皆さんも安心していただけたと思うので、比較検討がわかるような資料をお願いしたい。	→コミュニティセンター設置条例、公民館条例ともに現在調整中。ただし、コミュニティセンター化しても公民館事業は今までどおり継続していく。
22	資料7ページ、市民協働推進課に、生涯学習課の社会教育班の一部を移管するとされている。あくまでも、市民協働推進課が中心となって進むというふうには読めない。これを見る限り、先ほど話した対等という形には見えない。この資料には、教育委員会の意見を聞かなければならないと記載されているが、教育委員会としてどのように意見を出しているのか。	社会教育班の業務には、社会教育に関するものだけでなく、青少年の健全育成に関することや、地区会館に関するものなど、様々な業務があります。私たちが考えたなかでは、社会教育に関するものは教育委員会に残したほうが良いだろうと思いますが、青少年の健全育成に関するものの中には、本来市長部局で行うべき業務もあることから、そういった業務を市長部局に戻すなど、必要な業務は教育委員会に残すように考えています。
23	まちづくり協議会について、自主的に運営してほしいという形で作られていると思うが、まちづくり協議会ほどの程度の業務を行うのかが見えない。まちづくり協議会の目標や現状、リーダー育成などの進め方などがわかると良いと思う。協働のまちづくりが大事だとは聞いているが、まだまだ市民には伝わっていない。市民への説明責任や情報を出してほしい。また、社会教育の担保として、コミュニティセンターに専門の職員を配置してほしい。それと、コミュニティセンターになることで有料イベントもできるようになると思うので、そうするとセンターの利用者も増えるというプラスの情報もいただけたら、皆さんも安心するのではないかなと思った。	公民館が移管されれば有料イベントが開催できると言われましたが、現状でも有料イベントは開催できます。不特定多数を集めてどのようなことをやるのかわからない、主催者もわからないものについては、お断りさせていただいています。
24	ただ、移管によって、そのハードルは低くなるんですね。	→まちづくり協議会へのご意見。 ハードルを低くして利用の幅を広げたいということが市長の考えです。移管することで有料イベントができるようになると捉えられるといけないので、ご説明させていただきました。